

学校外における福祉教育のあり方と推進

福祉教育研究委員会中間報告

社会福祉
法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター

はじめに

全国社会福祉協議会が、「福祉教育の概念 一福祉教育に関する中間答申一」を発表したのは、昭和46年5月であった。この答申では、福祉教育の概念を「福祉教育とは憲法にもとづく社会的基本権としての生活上の福祉の確保をさまたげる諸問題を解決し、かつ、住民の生活における福祉を増進するために、地域社会における住民が、それをみずから、および住民共通の課題として認識し、そのうえにたって、福祉増進の住民運動を自主的・継続的に展開するのを側面的に助けることを目的としておこなわれる教育活動である」と定義づけている。そして、各地において、そして福祉教育の対象領域として、児童・生徒を対象とする学校での福祉教育と一般市民を対象とする学校外での福祉教育があることを指摘した。

この中間報告は、まだ粗削りの部分があり、今後、全体としてのまとまりのあるものに仕上げていきたい。

昭和52年度から全国的にはじめられた「学童・生徒のボランティア活動普及事業」は、学校における福祉教育の前進に大きな役割を果たした。そこで、本センターでは、第一次福祉教育研究委員会を設けて各地の実践を分析し、昭和56年11月、「学校における福祉教育のあり方とその推進を考える」をまとめ、学校における福祉教育のあり方とその推進について、中間報告を行った。

今回の中間報告は、第一次でふれることができなかった学校外における福祉教育のあり方と推進についてまとめたもので、第二次福祉教育研究委員会において1年間にわたる研究討議の成果をまとめたものである。

なお、本中間報告には収録しなかったが、第二次研究委員会には、岩手県・島根県・山口県にそれぞれ地方研究委員会を編成し、小学校・中学校・高校における教科別・領域別の福祉教育実践のあり方について検討を加え、別に中間報告としてまとめた。

今後、本センターでは、三つの中間報告、すなわち第一次「福祉教育の理念と実践の構造一学校における福祉教育のあり方と推進を考える」、第二次在京研究委員会報告「学校外における福祉教育のあり方と推進を考える」、地方研究委員会の報告「学校における福祉教育の推進体制と指導案」を統一的に再編集し、最終報告書をまとめ発表したいと考えている。

実践をもとに検証され、ご批判、ご意見を賜われば幸いである。

昭和58年 9月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国ボランティア活動振興センター

福祉教育研究委員会委員

委員長	大 橋 謙 策	日本社会事業大学助教授
委 員	近 藤 正	淑徳短期大学助教授
"	阪 野 貢	宝仙学園短期大学専任講師
"	白 井 孝	神奈川県立上郷高校教諭
"	興 榎 寛	日本青年奉仕協会事務局次長
"	根 本 嘉 昭	厚生省社会局庶務課社会福祉専門官
"	牧 恒 男	栃木県社会福祉教育センター福祉教育担当
"	木 谷 宜 弘	全社協全国ボランティア活動振興センター所長
"	山 田 秀 昭	全社協民生部部員

(順不同)

目 次

I 生涯教育と福祉教育

序	3
第1章 家庭教育と福祉教育	5
§ 1 家庭基盤の変化と福祉教育の必要性	6
§ 2 意図的に行う福祉教育	8
§ 3 無意図的に行われる福祉教育	11
第2章 社会教育と福祉教育	13
§ 1 社会教育行政における福祉教育の位置	14
§ 2 青少年活動と福祉教育	19
§ 3 成人教育における福祉教育	32
§ 4 障害者問題と社会教育	36
§ 5 老人福祉問題と社会教育	42

II 社会福祉実践と福祉教育

序	46
第1章 社会福祉施設における福祉教育	47
§ 1 社会福祉施設の役割と地域社会	48
§ 2 「施設の社会化」が問われる背景	48
§ 3 「施設の社会化」と福祉教育	49
§ 4 社会福祉施設における福祉教育実践例	51
第2章 社会福祉協議会等における福祉教育	57
§ 1 学童・生徒を対象とした福祉教育	58
§ 2 地域住民を対象とした福祉教育	62
§ 3 社会福祉協議会が福祉教育をすすめる視点	66
§ 4 福祉運動・ボランティア運動と福祉教育	68

III 行政職員・教職員の研修における福祉教育の取り組み

序 — 都道府県の研修における福祉教育の現状	73
第1章 栃木県の取り組みから	75
第2章 神奈川県の取り組みから	93

I 生涯教育と福祉教育

序

私たちは、先の中間報告「福祉教育の理念と実践の構造 一福祉教育のあり方とその推進を考える一」の中で、福祉教育の求められる背景を大きく5つに整理した、その福祉教育が求められる背景を考えると、その実践は決して、学校教育においてのみ行われるものではない。

学校教育と協働して、同時並行して家庭でも行われることが求められているし、子どもが学校にあがる以前から、家庭の子育ての中で家族、とりわけ両親が意識化してほしい活動でもある。また、地域の連帯力を復活し、"自立と連帯の街づくり"をすすめる上でもそれは欠せない。老人と子どもの交流、障害者とともに生きる街、子育てを地域の社会共同の事業として行う地域の教育力の復活等、地域活動の中でもそれが意識化されるようしなければならない。

日本の高齢化の進展を考えると、高齢者自身が主体的に健康を管理し、社会参加を行い、学習、文化・スポーツ活動を意欲的にすすめ、生き生きてした生活をおくることができるよう条件整備を急速にすすめなければならないし、またそれを支える国民（子ども・青年）を育てることが欠せない。それは、まさに福祉教育の活動そのものである。

一方、今日の子ども、青年をめぐる状況は学校が悪い、教育行政が悪い等と単純には断定できない複合的な荒廃（歪み）の結果としてみなければならない。子ども、青年の発達は学校にまかせておけばよいという「学校信仰」を捨てて学校教育制度の再編成をも視野にいれ、教育のあり方を考えねばならない。子ども・青年が、学校から出て、学校の外で、多様な経験、とりわけ自から社会的に有用であることを自覚できる活動や自からの創意工夫と集団の力で物事を成しとげる成就感のもてる活動、自からの未来の生活を見通すことに役立つ経験等こそ今日の子ども・青年の発達の歪みを是正する重要な一石になろう。

福祉教育は、学校教育のみならず、家庭教育においても、在学青少年の社会教育（学校外教育）においても、社会教育においても、あらゆるところでその実践が取り組まれなければならない。そうしなければ、障害者とともに生きるまちづくり（ノーマライゼーション）をすすめることもできなければ、子ども・青年が生き生きと生活し、高齢者とともに安心して暮らせる社会をつくることもできないといっても過言ではない。

このような福祉教育は、単に既存の教育活動に福祉教育を領域的に位置づけ、取り上げてほしいというだけではなく、それは既存の教育活動を再編成する視点でもあり、それは既存の教育制度の再編の視点でもある。家庭教育、学校教育、社会教育に共通な、それを有機化させる視点でもある

と同時に、それらの制度そのもののあり方を問う問題もある。

1965年、ユネスコは「成人教育推進国際委員会」を開き、「生涯教育（Life long education）」の考え方を提唱した。それは、①生涯にわたる教育と②社会全体における教育の有機化・統合化にねらいがあった。それは、①科学技術の革新、②情報化の進展、③国際化の促進、④都市化による地域の変貌、⑤核家族化、高齢化等の人口構造の変化、⑥生活水準の向上に伴う文化活動の重視等の現代的課題に対処するために必要なことであって、既存の教育制度・活動の再編成への重要な視座となった。

福祉教育は、この生涯教育が求められる背景と全く同じではないが、生涯教育のねらいとは類似している側面があり、福祉教育は、それらのねらいを達成する際に欠せない「活動の視点・領域」を提起しているといえよう。

福祉教育が、生涯教育に関心をよせている人びとに理解され、その実現の際の重要な視座として位置づけられることが望まれる。

第1章 家庭教育と福祉教育

§1 家庭基盤の変化と福祉教育の必要性

家庭にはさまざまな教育的機能が必要とされる。その中でも、家庭においてこそ大切だと思われる教育機能がある。

その第1は、外部からの圧力から子どもを守るとともに、子ども自ら自分の命を大切にすることを学ばせる機能である。第2には、他人の身になってものを考えることができ、社会の求めに応えられる人として育てる機能である。

このような家庭教育の重要性については、誰も異論をさしはさむ人はいないが、問題は今日の家庭が、何を教育するのか価値基準をしっかりと持っていないというだけではなく、教育機能そのものが著しく減退しているということである。

なぜ、このような状況が生じたのか。それは、今日の変ぼうする経済・社会を背景とする家族構造の変化と深いかかわりがある。まず家庭における教育機能減退の過程を振り返ってみることとする。

第2次大戦後、民法の改正によって「家」や「戸主」に関する規定が廃止され、成人に達した男女の結婚の自由、妻の相続権や財産権の取得、離婚理由の夫婦間の平等、扶養義務や遺産相続の平等性などを骨子とした新たな家族の制度が生まれた。そのことによって戦前の強力な戸主権によって統率されていた家族に代わり、夫婦とその子どもたちからなる「核家族」が新しい家族像として示めされた。しかし、古い家族制度のしきたりが崩壊し家族構造が大きく変わったものの、新しい家庭のあり方や役割が確認されないまま、家庭の教育的基盤が弱体化していった。

また、経済的要因も無視することはできない。農業や家内手工業が主体となっていた農業社会においては、家族それ自体が一つの生産単位となっていた。老若男女を問わず家族の成員は、すべて何らかの役割をもち、生産に参加していた。子どもも例外ではなく、今日のように勉強に専念するわけにはいかなかった。

しかし、産業社会への移行は、賃銀労働者の創出と分業化を促進し、家庭の構造や機能までも変質させた。家庭は直接生産の場ではなくなり、大家族の有利性は失なわれ、生産の機能がはずれることによって家族の機能に変化をもたらせた。まず、若年層は農村から離れ、核家族として独立するとともに、子どもの出産が制限され、家族規模は縮小した。

家庭の伝統的な機能は、生産に関することだけではなく、保護、宗教、娯楽、保健など多岐にわたっていたが、高度な経済、社会の発展につれて、制度化が促進され、公私にわたる専門機関、施設によって代行されるようになった。例えば家庭の教育機能についても、学校教育や社会教育の普及・発達によってかなりの部分が代行されるようになった。娯楽にしても、マスコミの発達につ

れて、家庭が主体的に創り出すよりも、外部から与えられ受容するというものに変り、個性的で活動的なものが少なくなつていった。

一方、科学技術の向上は、生活の電化をすすめ、母親の家事労働を大幅に軽減させた。こうして生み出された余暇時間の多くは高学歴志向と住宅取得などをはかるため高収入を求めて家庭外就労者が増加した。そして、中には子どもに対する家庭教育に気くばりを欠いて放任や過保護の傾向が広がった。

とくに、経済成長期における所得増大は、物質的には豊かになったが、その反面、人間疎外と閉鎖的な家庭像を生み出した。

以上のような家庭基盤の変化は、子どもの心身発達に大きな影響を与えた。共働き家庭の増加、仕事人間の父親、兄妹の少ない家庭、祖父母不在、テレビの茶の間進出など、今日一般的な家庭にみられる諸現象は、子どもの教育環境としては、負の要因として作用し、親子間のコミュニケーションの不足などに影響を与えている。

冒頭に、『自分を大切にし、他人に対しても大切にする』教育が家庭教育の基本的な課題だといったが、今日の家庭の生活では、これらを教育することは容易なことではなくなつてきている。

しつけについて最近の調査にこんな結果がでている。親たちは何をしつけるかについて観念的には、優等生的な回答がなされる。しかし、それは親のたてまえ的回答に過ぎず本音との間に大きな差がある。例えば、「子どもをどんな時に叱るか」といった問に対し、たてまえでは「社会性に欠ける行為をした時」や「他人への配慮を欠き自己中心であった時」と答えているが、「それでは実際に叱った時はどんな時であったか」という事実について問うと「親に経済的な損失をかけた時」や「子どもの能力が低かった時」というように変つてくる。

また、観念的には親の責任としてしつけを行うべきだといいながら、実際には学校などの他者依存型のしつけとなつてたり、子ども自身の自由放任にまかせている場合が少なくない。さらに、問題は知育偏重型の日常生活を何よりも優先していることであり、家事の手伝いや社会参加については軽視されている。親たちが経験してきた文化の伝承や郷土・国の文化価値を伝達する努力も不十分であり、子どもたちが、自分の存在感を自覚する機会に恵まれていない。

子どもたちの周囲にいつのまにか、老人や障害者、自分より年少児の姿が影を薄くしており、異年齢、異体験の人たちの出会いや共感の場が乏しくなつていている。このことは、日本の将来を担う青少年の資質としても憂慮されることの1つである。

家庭において福祉教育が必要とされる理由は、以上のような家庭基盤の弱体化によって引き起こされてきたものといってよい。

§2 意図的に行う福祉教育

両親は自己の生活体験、人生観にもとづいて子どもに対し教育を行うが、その方法には『しつけ』のように意図的に行う場合と、家庭の環境そのものが、子どもに教育的な影響を与えるように、無意図的ではあるが、教育的な条件づくりを行う場合がある。

家庭で意図的に行われる福祉教育について考えてみよう。意図的教育とは両親が子どもたちの人間的成长に必要だと考える情報を言葉や行動あるいは生活の習慣、行事などを通じて意図的に子どもたちに伝達していくこうとするはたらきのことである。もちろん、その背景には、親の子に対する愛情と、親子間に深い信頼関係がなければならない。

1 心にしみる言葉

昔は家訓のようなものがあり、代々の子孫に伝えられた。また子どもの行動をいましめたり、心にしみて忘れないような言葉を伝えたものである。

対島で「ガゼ人間になるな」という言葉がある。「ガゼ」とは「役に立たない」とか「駄目な」という意味で、弱い子いじめをしている子どもを見るところ言って、その行為をいましめたものである。

西郷南州翁が「ウンをつくな、理をいうな、弱いものをいじめるな」と子どもたちをさとした言葉は有名である。

幼児の頃から「善いことをするのは人目につかないように」と父親からしつけられてきたあるボランティアは、「今日でもなお私の奉仕観となっている」という。また、「お前は背が人並より低い。その利点をいかして、下に落ちているゴミも人より早く拾うよう心がけるとよい」と親からいわれていたその人は、背が低いというコンプレックスを払拭することができ、社会のために積極的に生きる人生観を形成したといっている。

車椅子の利用者が、図書館で女子中学生の介助を受けた。お礼をいおうとしていると、それより先に、相手の女生徒から「ありがとうございました」と深々と頭を下げられた。その理由をたずねると、彼女は「母から、善いことをさせてもらったら、その機会を与えて下さった方に礼を申上げるように、と常に云われていたから」と答えたという。

2 親子でボランティア活動を

言葉だけではなく行動と共にしながら、福祉教育をすることはさらによい。

日曜日ごと、いつも遊び場として子どもが利用している広場を、親子で清掃している家庭がある。幼児は意味がわからぬまま母親の後にくっついて同じように、ほうきを使っている。この時の記憶は生涯忘れることがないであろう。

障害児を訓練会につきそいボランティアとして送迎活動をしている母子がある。障害児は健常児と遊ぶことによって、療法士が驚くほどリハビリテーションの効果があがる。健常児は障害児の面倒を見たり、すっかり稚心を去ったという。また、小さいときからのふれあいによって障害児に対する偏見がみられないという。

母親ばかりで組織した拡大図書づくりのグループがある。ある時、自分たちの子どもを連れて集まることにしたら、子どもたちが興味を示して、手伝いをはじめた。いつのまにか子どもによる拡大図書グループが育ち、独立した。根気のいる仕事に、こんなに熱中する子どもの姿は、親たちにとって、信じられない程のできごとであったという。字をていねいに書くという副次的効果もあったようである。このように、自分の家庭だけでできない場合は地域のグループ活動に親子で参加するなどの方法が考えられてよい。

3 生活習慣にしてしまう

「背が低いから他人より先にやれ」といわれた女の子は、早朝に他人がいやがる馬糞拾いを毎朝続けたそうだ。今なら『空カン』拾いだろうか。ジョギングの帰り途、空カン拾いを続けている人がいる。このような生活習慣ができると、空カンやゴミを道路に捨てるることはとてもできなくなるという。

拾った空カンをきれいに洗って、スローガンを書いた紙をはり、『つもり募金』をしている子どもがいる。おいしいおやつを食べたつもりでその半分に相当するお小遣いを、アジアの子どもたちの飢えを救うための募金に協力しているのだ。母親が始めたことが家族全員に広がったそうだ。

月に一度、老人ホームのお年寄りに『愛のはがき運動』で文通をしている母親がいる。母親が文章を書くと、子どもがそれに絵を描くことがいつの間にか習慣となった。

古切手やロータスクーポン、ベルマークなどの収集整理は、一家団らんの時間に社会性を加えることができる。

子どもに役割を持たせること、そして、彼らが役に立っていることを評価してやることは、誇りと責任を感じさせ、彼らをひとまわりも、ふたまわりも人間を大きくさせる。

4 行事の活用

家庭には記念日があったり、親族や隣人を集めてパーティーをするなど催しものを聞くことがある。家族の誕生日や入学式などの慶事に喜びを分ちあうための献金をしたり、香典のお返しの1部を寄付したりすることがある。このような家庭の節目に、社会に役立つことについて話し合ったり、行動に移すことはきわめて教育的な価値をもつ。

若い人は、毎年、年の暮れになると家族ぐるみで1日旅行をする。盲老人ホームの入所者に対する年賀状代筆奉仕をかねての旅行である。3歳になる娘も一緒だ。「お母さん、なぜおじいちゃんたちに会いにいくの」「おじいちゃんたちは目が見えないからお手紙書けないの。だからお母さんが代って書いてあげるのよ。」「ふーん、お母さん字が書けるからね」「あなたも字が書けるようになつたらお手伝いしてくれる。」「うん、するよ」「お勉強というのはね。自分一人だけのためにするのではないのよ。」この母と子のやりとりは、旅行前夜のものである。翌日、盲老人ホームで、老人のそばで代筆奉仕をしている母親の姿を見て『お母さんは美しいな、自分もこのようなお母さんになりたいな。早く字を覚えてお手伝いしたいな』と目を輝やかしている娘の姿もあったことだろう。

子どもの誕生日に、近所に住む1人暮らし老人をわが家に招待をして会食を共に楽しむ家族もある。障害をもつ青年を招いて夕食を共にしている家庭で、それまで無気力な子どもが、青年の懸命に生きている姿に奮起したという話もある。

年中行事の中でクリスマスなどは、他人の立場になって考える日としてよい機会の活用である。

§ 3 無意図的に行われる福祉教育

子どもは家庭における生活環境との日々の相互作用を通じて、自己の人間形成をはかっていく。それは家庭生活への参加による体験、両親やその家族からの感化などによってなされる。親は、自分自身の起居振舞い、生活経営に励むことが大切である。

1 親の生きざまを見せる

子どもが一番感化を受けるのは両親からである。親が何を考え、どのような人生観、人間観を持って、どのように生きているか、そのありのままを知ること自体が子どもへの教育となる。

親が生まれ育った故郷、学校、職場などを親と共に訪ねた時の感動を語ってくれた子どもがいる。昔のように、父親の働く姿が子どもたちの目に直接映らない。しかし、子どもに情報を伝えることは可能である。親子のコミュニケーションは父親が不在でも方法はある。親たちがどのように生きてきたか、どう生きているか、その情報や刺激を子どもに伝える手段を工夫することができる。例えば、手紙や写真、日記、記録、製品などはその1つである。また、親の対人関係の様子は、外部からくる年賀状や電話などによっても、子どもたちにそれとなく伝わっていくことであろう。

青少年ボランティア日米比較調査が行われたことがある。日米の大きな違いの1つに米国の青少年は、両親からの影響を受けてボランティア活動に参加したという回答がもっとも多かったのに対し、日本の青少年の場合は、学校の先生や友人からの影響が最も多かった。米国の青少年は、積極的に社会参加をしている親の生き方に触発されて、活動に参加したのであって、「親の後姿を見て育つ」という格言が生かされている。

アメリカでは、子どもが父親の職場を参観することができるようになっている。父親の仕事について理解を深める工夫の1つである。

親の生き方を伝える面で大切なことは、人生の目標を親自身がしっかりと持っているか、自分を大切にし、他人を大切にしているモデルが示されるかなどであって、この点について、まず親が率先して実践する必要がある。

2 家庭の環境づくり

家庭の環境づくりの基本は、物的な豊かさではない。精神的な環境づくりに努めることが大切である。

その第一は、感謝を忘れない生活であろう。宗教的ふんいきづくりといってもよい。ある家庭では「言葉の出せないものほど大切にしよう」という家訓をつくり家族で実践している。言葉の出せないものといえば、まず第一に仏壇であり、敬虔な気持と感謝の心が自然に育つような機会となっている。そのほか言葉を出せないものには、動物や植物をはじめさまざまな日用品がある。「物を大切にできる子は、人の心をも大切にできる」とも云われているように大事な環境づくりであろう。

第二の環境は、家の伝統の伝承である。歴史の重みは家庭にもある。人口流動の激しい時代で、家族がバラバラに住居を別にして生活をすることもある。子どもや孫のために「家族通信」を出している人もいる。家族の日記、写真、文集などを残すこと、家族の記念日などを大切にすること、先祖や故郷の歴史を訪ねることなども考えられよう。家庭がどの家庭も同じように画一化したといわれるが、家庭はそれぞれに個性を創りそれを伝承していきたいものである。

第三の環境は、情緒的奮団気である。家庭は何といっても、心のやすらぎと落着きの感じられるところでなければならない。家庭環境の美化や動植物との同居、絵画や写真、音楽など、家族のだんらん的奮団気とともに大事な条件である。

第四に開かれた家庭としての環境づくりである。核家族、小人数の家族であるだけに隣人との信頼関係を大切にし、「家をひらく」思いで生活を社会化する必要がある。

ある婦人が老後を過すための生活設計を立て、その通り実践している。まず花園を造って、自分の家の庭を開放した。飛んで来た蝶につられて、近所の幼い子どもたちが遊びにやってきた。幼児の母親とも親しくなった。地域文庫が生まれ、自分の子どもは近所の子どものために図書の貸出しの手伝いをはじめた。

子どもが学習する外に社会体験をすることができないで成人となったとすれば、それは親の責任である。

学校と塾での人たちとの出会いの外に、多様な人生の出会いを体験してこそ一人前の社会人として巣立つことができる。そのための開かれた環境づくりは子どもたちの成長にとって必須の条件といってもよい。

第2章 社会教育と福祉教育

§1 社会教育行政における福祉教育の位置

1 社会教育の重要性と社会教育行政の責務

社会教育とは、国民自からの自己学習であり、相互学習であり、それはあらゆる機会、あらゆる場所において行われるべき学習である。社会教育は、今日のような高度に、複雑に発達した社会にあっては、ますますその位置づけが重要視されている。

国民が政治の主人公として判断力を豊かに持ち、富をつくり出す労働の担い手として生き、自からの感情を文化活動やスポーツ活動で表現していくためには、社会が高度に複雑に発達すればするほど、社会教育は重要な役割を果たさねばならない。とりわけ、科学技術の急速な発達、情報化社会の進展の中では、社会教育は、学校教育以上に重要な生涯にわたって、不斷に求められる活動になつたといつても過言ではない。また、それは、ライフサイクルの変化や平均寿命の急速な延び、高齢者的人口比率の増大によつても、その位置づけが見直されている。

ラスキは『近代国家における自由』（岩波書店）の中で、科学技術が発達した近代にあっては、教育に対する権利は、彼の自由にとって根本的なものとなつた。知識及び知識獲得の手段を奪われた人は、必然的により恵まれた人々の奴隸にされると指摘しているが、今日の科学技術の発展等の変化は、まさにラスキが指摘するところの危険性を多分に含んでいる。それほどまでに、今日、社会教育の重要性は増しているといわざるをえない。

ところで、そのような重要性をもつ社会教育を国民が具体的に、どのような形で実現させているかといえば、それはすぐれて国民の経済階層、学歴等の生活の属性に左右される。国民の社会教育活動をすすめることが、「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する」うえで欠せないとする戦後教育の理念から、社会教育法は制定されているが、その社会教育法が国民の社会教育のすすめ方について規定している。社会教育法は、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」（第1条）に制定されており、国及び地方公共団体の任務として「すべての国民があらゆる機会へあらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことを規定している。

つまり、国民の社会教育が、国民の経済階層、学歴、就労状況等に左右され、あるものは社会教育活動を十二分に展開し、あるものは展開できないという差ができるだけなくするために、国及び地方公共団体が行政責務として、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、あらゆる国民が社会教育活動を展開できるよう条件整備することを社会教育法は規定した。

先にのべたように、社会教育の重要性がまっている今日、国及び地方公共団体が行う社会教育行

政としての責務もますます重要になってきているといわざるをえない。

2 福祉教育に関する二つの視点

国及び地方公共団体の社会教育行政が条件整備すべき社会教育活動にあって、今日その活動の促進が求められているものとして、福祉教育がある。国民の自由な自己学習、相互学習の中ではついつい欠落させられがちである社会福祉問題、自からの生活と社会福祉問題との無関係であるかのようにとらえる国民の意識の状況に対し、社会教育行政が積極的に問題を投げかけることが必要である。国民が社会福祉問題を自からの問題としてとらえ、社会福祉問題への関心と理解を深め、その解決、改善に起ち上るよう環境醸成、条件整備することがいま社会教育行政にもとめられている。

そのような社会教育行政における福祉教育の促進には二つの視点が「車の両輪」としてなければならない。第一は、国民が社会福祉問題を学習し、それへの関心と理解を促進させる福祉教育活動の促進であり、第二には、今日の社会福祉問題の中心的課題を担っている障害者、高齢者の社会教育（学習、文化、スポーツ活動）の促進である。

（1）社会福祉問題の学習

福祉教育とは、「憲法13条、25条等に規定された人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作りあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成を図りつつ社会福祉サービスを受給している人々を、社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」と規定することができる。

ここでいう社会福祉問題とは、単なる経済的貧困のみならず、生活の総体における貧困の問題としてとらえなければならない。生活の総体における貧困とは、①賃金を中心とした生活水準の問題、②住宅を中心とした居住環境の問題、③親子、夫婦の紐帶および親の養育態度をめぐる問題、④学習、文化、スポーツ活動等の創造的文化的活動をめぐる問題、⑤食生活をはじめとする消費生活、生活様式の問題、⑥地域や友人とのつながりを含めた社会関係のもち方の問題が、賃金を中心とした生活水準の問題を基軸に構造的に連関している状況の貧困であり、憲法13条で保障されている「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権）の疎外状況としてとらえたい。

したがって、それはすぐれて歴史的、社会的に左右されるものである。これらの社会福祉問題は、今日では、決して特定の人の問題ではなく、多くの国民が抱えている生活課題であり、すべての国民の生活に関わる問題といえよう。

しかしながら、この社会福祉問題は障害者や低所得者等のように現に行政的にみて生活上「配慮」

が必要であり、そのための「手立て」が必要であると認知され、社会福祉サービスを受給している人びとのところに最も鋭くあらわれている。とすれば、福祉教育は、社会福祉問題と切り結びつつ、とりわけ社会福祉サービスを受給している人びとと共に生きるまちづくりをすすめるために行わなければならない。

とりわけ、青年のように、これから社会の担い手として、成長・発達を遂げようとする者にとっては、このような社会福祉問題と切り結ぶ活動は、必要不可欠なものということができる。それは、学校教育のみならず、社会教育においても、在学青少年の社会教育活動の一つとして、福祉教育が取り組まれなければならない。

ところで、このような意図的な福祉教育は、最も組織的、計画的な学校教育には、その意図的であるという点でなじみやすいが、社会教育にはなじみづらい。社会教育はもともと自由な自己学習であり、社会教育行政はその条件整備を主たる役割にしている以上、学校教育の方法とは異なるところが多い。それは、言葉を替えていえば、社会教育行政がすすめる福祉教育とは、社会福祉行政が住民の福祉問題学習をいかにすすめるか、その条件整備をどう行うかという課題である。

(2) 障害者・高齢者の社会教育

社会教育行政における福祉教育の第二の視点は、障害者、高齢者の学習、文化、スポーツ活動の促進である。今日の社会福祉サービスの主たる対象である障害者、高齢者の学習、文化、スポーツ活動を豊かに促進させることができ、国民の障害者観、老人観を変え、ひいては社会福祉観を変えて、ともに生きていく街づくりをすすめる上で重要でないかと考えている。社会教育行政がどれだけ障害者、高齢者の学習、文化、スポーツ活動をすすめるための条件整備をしているかによって、障害者や高齢者の「生きがい」や「社会参加」もやってくるわけで、社会教育行政がそれらの問題をどう位置づけてきたかが重要になる。

3 社会教育の未組織性と行政の人間観の分裂

(1) 社会教育の未組織性

障害者や高齢者の社会教育（学習、文化、スポーツ活動）は、1970年代に入り、ようやくすすんできたことができる。それまで、社会教育の分野で障害者・高齢者の課題が問題にならなかつたのは、社会教育の未組織性に大きな原因があった。

かつて春山作樹は、「社会教育は組織化の道程にのぼりつつある活動だ」とのべ、「組織化の道程にのぼりつつある社会教育は、デモクラシーに支えられて進んでくる」（『社会教育概論』1932年）と指摘している。春山の指摘からいえば、社会教育における障害者・高齢者の位置づけの弱さと遅れは、日本のデモクラシーの不十分さの反映とみなすことができる。戦後憲法において、国民

の入権感覚はたかまり、デモクラシーはすすんだといわれるものの、その実、障害者や高齢者などの社会福祉問題を抱えた人びとも含めたデモクラシーの徹底であったかといえば、残念ながらそうとはいい切れない。社会教育における障害者や高齢者の取り組みが弱かったのもまさにその結果といわざるをえない。

社会教育の未組織性故に障害者・高齢者の社会教育がすすまなかった第二の点は、社会教育の組織化がつねに学校教育の“補足”“拡張”“以外”として行われてきたところにある。障害児の学校教育が、1979年、養護学校の義務設置化により、ようやく組織化されたことにより、それとかわりで障害者の社会教育の組織化が問題にされるようになってきた。とりわけ、養護学校卒業生の卒後をどうするかにかかわって、障害者の社会教育が組織化されはじめている。

それにくらべ、高齢者の場合には、とりたてて、高齢者という属性のみを独自対象として行う社会教育は、この間の社会福祉における老人福祉サービスの充実・拡大にくらべれば十分に展開されてきているとはい難く、1973年以降、文部省補助事業たる高齢者教育がすすんできているにすぎない。

したがって、障害者や高齢者の社会教育（学習、文化、スポーツ活動）を促進するためには、社会教育自体を今日の社会状況に照らし、見直しを図り、組織化をすすめることが大切であり、それと並行して行って、はじめて障害者・高齢者の社会教育の組織化がすすむといえる。社会教育行政は、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して社会教育活動を行い得るよう条件整備することが責務である以上、この社会教育の未組織性を打破する積極的な条件整備を押しつすめなければならない。それは、障害者や高齢者の学習、文化、スポーツ活動を保障することが逆に、社会教育の組織化につながることでもある。

(2) 行政の人間観の分裂と社会教育

留岡清男は『生活教育論』（1940年）の中で、「児童観と教育」と題し、行政の児童観が分裂していることを指摘した。それによれば、行政児童観は、文部省の文政型児童観、厚生省の恤救型児童観、司法省（今日の法務省）の行刑型児童観に分裂しているという。この児童観は、そのまま行政のもつサービス観、人間観ともよみかえることができる。この行政の人間観の分裂が歴史的にみてどこまで克服されているか検討を加えてみる必要がある。

文政型の児童観は、経済効率性と生産性理論及び社会安寧秩序型であるといえる。つまり教育が必要なのは、生産力をあげるためにあり、社会の安寧秩序を保つためであって、生産力をあげる見込みのないもの、社会不安を起しそうにないものには積極的に教育を行うことをしないとする原理にもとづくものである。とすれば、障害者や高齢者はかつては量的にも少なく、団体として組織化されていなかっただけに、社会の安寧秩序上さしたる問題も起きないし、まして生産力をたかめ

る上から考えれば教育の機会を提供する積極的意味がないとされ、いずれも教育行政の対象として意識化されなかった。このことが永らく、障害児者や高齢者の教育が立ち遅れたことの要因でありいまようやく障害者運動のたまわりと高齢化社会の急速な進展の中で、それらが教育行政の対象、とりわけ社会教育行政の対象として浮上してきたといえる。

また戦後教育は、実際生活に即する教育の必要性を説いている。とりわけ社会教育関係法規は、その法文上、繰り返し、住民の実際生活に即する学習、文化、スポーツ活動が展開される必要をのべている。とすれば、今日のように社会福祉問題がすべての国民の関心事になった以上、社会教育でもっと積極的に展開されてよいはずなのに事実はそうなってない。そこは、国民が社会福祉問題が自らの問題であるという意識を欠落させていることと、社会教育行政が社会福祉問題を教育行政の課題であるという理解が弱いところに原因がある。

恤救型の児童観（人間観）は、救貧的性格を有したものであり、劣等処遇的性格をもったものであった。劣等処遇的性格は、イギリスの資本主義が発達してくる中で作り出された考え方であり、1834年の新救貧法で確認されたものである。それは「法の対象に認められる公的救済の水準は、救済を受けないで、賃金によって生活している最下層の労働者の生活水準より一段と低いものでなければならない」とする原則である。かつては、社会福祉サービスを受給するものには『快適な生活』は望むべくもなく、まして貧困が経済を基軸に構造化されているだけに、そこにかける『劣等処遇』は、他の分野（たとえば、文化スポーツ活動などの自己表現活動、社会関係、居住環境等）においても、『劣った生活』を強いられてきた。

また、その多くが社会福祉サービスを受給している障害者、高齢者は、幸福追求権にもとづいて生活の総体を豊かにするどころか、受給するサービス自体が貧困であり、精神的に『閉塞』することを要求してきた。

その後、数々の努力が払われてきているが、社会福祉サービス受給者の学習、文化、スポーツ活動などの面においては、まだ十分とはいえない。したがって、この面での救貧的性格、劣等処遇的性格は、行政においても、国民の福祉観においても払拭、改善がもとめられている。

行刑型の児童観は、勸善懲悪型であり、信賞必罰型であり、因果応報型の人間観といってよい。そこでは起きた現象が絶対であり、それをもたらした経過はややもすると軽視され、一旦、ラベルを張るとなかなかはがさず、その人の「発達」の可能性を否定する。その「発達」を保障する契機としての学習、文化、スポーツ活動や「社会参加」の機会は、狭くさせられているといえる。

このような人間観（児童観）の分裂状況は、歴史的には克服の努力がなされてきたが、今日のような生活の総体としての貧困に対しては完全に対応するまでには至らず、社会福祉問題を深刻化させる一因になっているといえよう。まして、障害者、高齢者の学習、文化、スポーツ活動は、分裂した人間観の谷間として従来、欠落させられてきたといってよい。

§ 2 青少年活動と福祉教育

1 青少年関係団体における福祉教育

(1) 青少年と社会参加活動

すでに、多くの場面で論ぜられているように、急激な都市化、工業化による社会構造の変化は青少年をとりまく環境や生活そのものを大きく変え、青少年の意識や行動あるいは人格形成のうえでも多大な影響を与えている。とくに、最近顕著に現われ、戦後第三のピークといわれる非行問題の発生をはじめ、さまざまな問題行動の多発や、物質的な“豊かさ”的反面、シラケ感や無気力感の蔓延など青少年の発達の歪みなど多くの問題点が指摘されている。

こうした青少年の行動や発達上の歪みは、人と人とのふれあいを喜べず、連帯意識を低下させ、精神的に貧しい青少年たちを増加させている。今日、こうした青少年に対して、人と人との交流を通して豊かな心を広げ、連帯意識をどう高めるかが大きな課題となっており、そのための方法として社会参加活動が注目を集めている。

社会参加活動は、青少年が自らの意思で行動し、行動する力を養い、主体性を確立していくことへつながる。また、仲間との連帯、協調性といったものを身につけることができる。それは青少年の発達、とりわけ人格形成の上できわめて重要な意義をもつくるものであり、そのためにも豊かで多様な体験の場の提供が必要である。

一口に社会参加といってもその領域は広いが、福祉教育との関連では、福祉課題と結びついた地域活動やボランティア活動への参加が焦点となってくる。

現在、さまざまな形でこうしたボランティア活動が取り組まれているが、福祉課題を抱えた人たちとの交流や援助活動、あるいはワークキャンプやまちづくりの活動に参加する中から、人間尊重の思想や人権思想、そして「生きる」ことの意味や連帯感を学んでいく。その意味でもこうした福祉課題を視点において社会参加活動は社会福祉や（福祉）問題を抱える人びとを正しく理解していくという福祉教育そのものの取り組みにもつながっていくといえる。

(2) 青少年関係団体における福祉教育実践

現在、私たちのまわりにある青少年団体の種類はきわめて多く、その活動も多岐にわたっている。中央青少年団体連絡協議会（中青連）の構成団体とその会員数をみただけでも23団体、1,654万人以上にものぼる。もちろんそれ以外にも種々の関係団体が存在し、日日、それぞれの目的に沿った活動がすすめられているわけだが、これらの団体活動に福祉の課題を導入することによって、活動そのものが活性化され、より多くの成果を得ることが期待できる。そしてそれは青少年の目的と決

して相違するものではなく、青少年の人格形成という点において必ず一致するものであるといえよう。

そして、今後、青少年のよりよい人格形成をめざす青少年関係団体においては、その人格形成上多くのプラス面を期待できる福祉課題への取り組みはその活動推進上大きなポイントとなってこよう。

すでに、国際児童年や国際障害者年において、多くの青少年団体が児童や障害児・者の問題に目を向け、活発に活動を展開した経験をみることができるが、以下、いくつかの活動を紹介してその実践をまとめてみたい。

福祉学習の実施　社会福祉を理解し、参加を促すためにはその動機づけがきわめて重要であるが、東京Y M C Aや地区Y M C Aでの「中、高校生のためのボランティアスクール」や小学生を対象にした「目の不自由な人たちの接し方」講習会の実施がみられる。

施設・地域在宅者訪問活動　社会福祉に関わる活動としてよくみられるのが、こうした訪問活動であるが、青少年赤十字をはじめガールスカウト、ボーイスカウト等で多く取り組まれている。また、各地の青年団でも最近、これらの訪問活動が活発に取り組まれるようになってきている。施設や在宅老人、障害児・者への訪問活動は、福祉問題を抱える人びととじかに触れ、そこからさまざまな事柄を青少年自身がつかむという効果が期待できる。

交流活動　Y M C Aでは障害をもつ子どもも持たない子どもも同じ人間として交流し自然に親しもうということを目的にいくつかの地区で障害児（者）と健康児（者）の共生キャンプが実施されている。同世代の障害を持つ子も持たない子も、同じ生活体験をする中から正しい理解と共に生きる思想を得ることができる。また足利Y M C Aと鎌倉Y M C Aでは足利と鎌倉両市の障害者とボランティアとの交流を目的に昭和56年に「障害者・ボランティア鎌倉スタディツアーワー」を行った。

さらに最近は、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会等に障害児を受け入れるところも増えてきて、障害を持つ子どもも持たない子どもも共に活動をしている例が見られる。

地域活動　コミュニティ形成に関わる活動や地域文化活動、ふるさと運動など青少年団体での取り組みは従来からみられたが、近年は地域福祉課題への取り組みも多くなってきた。地域の環境問題への対応（清掃美化活動など）はほとんどの団体が精力的に実施している。ユニークなものとしては香川県のある青年団で年1回、老人問題などを劇化して「福祉劇」として上映し住民や行政にアピールしている例もある。

老人との交流　豊かな生活経験とさまざまな知恵や能力を持つ老人は地域の宝である。子ども会をはじめ地域団体では、伝承遊びや、昔ながらの手づくり遊具などの製作活動の場面において、地域老人との交流が行われている。このような場は、子どもたちにとっては、今まで知らなかった人びと（老人）への理解へつながり、老人たちにとっては自らの力を発揮できる機会へつながり、双方にとって有意義な場となっている。

国際理解・協力活動 多くの青少年団体ではその活動内容に国際理解や国際交流活動が大きな柱として組み入れられ、さまざまな活動が展開されているが、その多くは親善交流的な事業が多い。しかし、こうした国際理解の活動に開発途上国の問題——貧困や飢餓、医療、難民などの問題を導入することによって、青少年たちは今まで知らなかった世界に目を向け、自分たちとは異った多くの人びとの生活を知ることができる。そして、それはまさしく、世界的な福祉課題への理解へともつながる取り組みである。

勤労青少年グループワーク協会で実施されたモルジブへ援助米を送る活動には、多くの子どもたちが参加し開発途上国の問題についてふれることができた。また、ユニセフ協会等で実施されているアジア・アフリカ難民救援募金活動なども活発に取り組まれ、青少年層への問題の理解へとつながっている。

2 青年期教育とボランティア活動

(1) 青年期教育の現代的課題——「永遠の少年」たちへ

かつて、社会づくりの担い手は青年たちであった。ボランティア活動もそうである。すでに、第34回国連総会は、1985年を「国際青年の年」とすることを決議し、「参加・開発・平和」というテーマを掲げたが、かつて青年たちはむしろ、社会参加のための客体ではなく、社会を創り、変革をおしすすめる主体であった。さらに青年たちは、社会における教育の受け手ではなく、担い手であった。しかし、現代に生きる青年たちは、さまざまな調査に見るよう、「永遠の少年」を理想にして生きているようにさえ思える。

なぜ、そのようになってしまったのか、さまざまな分析が行われている。が、しかし、それでは、私たちの社会が、その眼を呼びさし、青年たちが「永遠の人間」として育つために何を用意しなければならないのだろうか。

いま、「青年」は病んでいるという。私たちは確かに毎日のようにそうした病いのカルテを眼にし、耳にする。「モラトリアム世代」「自閉的常識人」「自己中心的・近接未来型人間」「五無主義（無気力・無関心・無責任・無感動・無作法）」、さらには、現代の青年の平均的人間像を「小市民的私生活幸福追求型」と表現するなど、青年たちを形容する言葉にはこと欠かない。

しかし、こうした形容の裏をかえせば、それは現代社会そのものを表現したものである。だからいま、「青年」は病んでいるのではなく、むしろ「人間」全体が病んでいるといえはしないだろうか。

総理府青少年問題審議会は、『青少年と社会参加——意見具申』（昭和54年7月）の中で何が青少年の社会参加を阻害してきたかについて、つぎのように分析する。ひとつは、高度の経済成長によってもたらされた「物の豊かさだけを発展の指標にするような経済優先の考え方」であり、それ

による自然破壊や公害などの国民の生活環境条件の悪化が日常化してしまうことによる「無感覺」化。また、社会全体が「文化的、精神的にも汚染が深まっており、次代の社会として青少年が帰属感をもつべきはずの社会の価値や規範も不透明」になってきていること。さらには、「学歴の上昇に伴う教育水準の著しい高まり」が広く教育の機会をあたえた反面、「過熱した競争状態に彼らを追い込み、ときには絶望感を持たせる」ことになったこと。産業社会の高度化や管理化が進む反面、余暇が増大し、「若い勤労者ほど勤労よりは余暇の場に生きがいをもとめる度合が強まっている」ことなどである。

そうした審議会の分析とは別に、いったいボランティア活動に入る若者たちは、なにを求めて活動に入るのだろうか。ここに、ひとつの注目すべき現実がある。J Y V A (日本青年奉仕協会) の調査によると、ボランティア活動を希望する若者たちのうち、約70%が、その志望の動機に「出会い」を求めて、と答えている。普通の社会で暮らしていれば、かれらの毎日は人との出会いの連続であるはずだ。学校であろうと、職場であろうと、家庭であろうと、多くの人びとと出会う。そうした若者たちの「出会い」のイメージを分析してみると、つぎの三つのことがいえる。

ひとつは、今までの自分自身の生活風景のなかにあてはめられた人間ではなく、これまでの価値を逆転させられるような「未知の世界」と出会いたいという欲求である。ふたつめは、自分に合った社会的役割をもつことで、自分自身の存在感、すなわち「ほんとうの私」と出会いたいという欲求。さらには、活動の経験をとおして自分なりの生きる手がかり「永遠の価値」と出会いたいという欲求である。こうした人間らしく生きたい、という自己への問いかけは、いつの時代に生きる若者たちにとっても普遍的なものである。

心理学者のE・H・エリクソンは、彼の『人生周期 (life cycle)』という構想のなかで、「人間らしさ」をかたちづくる要素について、つぎの八つの要素をあげている。
①現状にとどまらずに、つねによりよい状態をめざす<希望 (hope)>
②ある目的をたて、その目的達成のために失敗をくりかえしつつ困難を解決し、それによって自分自身の存在に気づき自己意識を成立させる<意志 (will power)>
③生きがい、すなわち生きることの<目的 (purpose)>
④自分には自分なりの力がある、やればできるという自信によって生じる<有能感 (competence)>
⑤社会的役割への関心によって生じる<忠誠心 (fidelity)>
⑥他者の立場にたって自分を位置づけ、社会への実質的な関心を求める<愛 (love)>
⑦子どもを育て、他者への協力をいとはない<世話 (care)>
などが、人間らしさの活力として、人間の発達をおしすすめていくという。

こうしたエリクソンの「人間らしさ」にたいする問題提起を考えてみると、私たちがいま新しい教育改革の手がかりとしている福祉教育の特性に、そのすべての要素が含まれているのに気づく。

(2) 「ある」ための学び — ボランティア活動の教育的意味

21世紀は「ボランティアの時代」だといわれている。現代文明が行き詰まり、現代社会に亀裂が生じているいま、私たち人間がともに生きぬいていく道として、ボランティアの役割に大きな期待がよせられている。

しかし一方では、さまざまな調査のなかから厳しい現実を知らされることも多い。昭和56年に、学徒援護会が、日本とアメリカの大学生の価値観について調査した内容もそのひとつだ。調査によると、「国将来について悩んでいる」というものが、アメリカの学生は73.3%だったが、日本の学生は30.2%だった。さらに、「社会を変えることが重要」と考えているものは、アメリカの学生で73.4%なのに対して、日本の学生は30.6%であった。こうした、私生活主義をほとんどの体質のようにしてしまった若者たちに、いったい何を問いかけていけばいいのだろうか。

昔と違って、いまボランティア活動に参加する青年たちには、けっして特別の若者はいない。とりたてて「エリート」と呼ぶべき青年もいなければ、とりたてて「落ちこぼれ」と呼ぶべき青年もない。もし、現代の青年を、政治志向型、宗教志向型、そのどちらにも属さない型に分ければ、圧倒的にどちらにも属さない型の青年たちが多い。社会的関心はあるが、それがみんな極めて高いというものでもない。ただしかし、共通してあるのは、自分とそのおかげでいる状況に満足していないこと、未知のものに挑戦することによって新しい自分を見つめたいという気持が強いということだろう。また、そのほとんどが自分なりの個性的な生き方に価値を見いだしていくことであろう。

現代の競争社会においては、「人生をいかに軌道にのせるべきか」について絶えず問いつづけていくわけだが、社会のひずみがあらわになるなかで、「人生いかに生きるべきか」という問い合わせがなされるようになってきた。いま青年たちのあいだで、静かに、思い思いのスタイルで草の根のごとく広がりつつあるボランティア活動も、その問い合わせが根底にあるように思える。かれらにとって、「自分なりの生き方——ライフ・スタイル」の表現のひとつがボランティア活動なのである

そして21世紀は、「生涯教育」の時代であるといわれている。全国各地の公民館講座をはじめ、カルチャーセンターや市民講座、ボランティア講座のにぎわいにもみられるように、青年をふくめて、一般の人びとのあいだにも何かを学ぼうとする学習意欲は年々高まっている。それに呼応して、学校教育や大学教育、民間会社や教育産業などさまざまなレベルで学習機会の拡大が行われてきている。青年たちのなかにも、人間が人間らしく、生きがいのある市民生活をおくるには、それなりに学習が必要であるといった認識が急速に高まりつつあることにこそ、私たちは注目をしなければならないと思う。

かつて、ボランティア活動は学習の場に利用すべきでないとまでいわれた。それは、ボランティアの協力を必要とする人びとの、人権や尊厳性をそこなう危険性をはらむ、他者の関わり方にたい

する警鐘の意味をこめたものであった。もちろんのこと、活動のなかにひと握の他者への侵害も自己犠牲もあってはならない。しかし今日において、すべての福祉問題や社会課題が、その当事者個人のみの問題ではなく、すべての人びとに共通した問題だという理解が広まりつつあることによって、ともに学びあい、解決しあう姿こそ重要であるといえる。だからこそ学習と生活や問題解決のための実践が結びつかず、たんなるもの知りに終わっている現代の青年たちに、社会全体がひとつになって体験学習の場を提供すべきである。その手ざわりの学びこそ、ひとつの仕事を社会の人びとと一緒にになって、それぞれの能力に応じてそれを背負いあっていくなかで、思いやりの心をはぐくみ、生きることの喜びや悲しみを共感しそれをわがものにしていく機会なのだ。

最近の心理学の研究によれば、「健全な人間は、人生に究極の目標をさだめ、その実現のために努めるための存在である」とし、自己実現の願望が、人間の存在にとってきわめて重要な意味をもつことを強く指摘している。人間は、この世に生れてくるとき、ただひとかたまりの可能性をそなえているだけである。そして、その可能性に希望を持ちつづけていくことこそ、教育の原点であるといえる。さらにまた教育は、この世界に生をうけた人びとの、それぞれの「自己実現」すなわち、「かしこく」「たのしく」「健康に生きる」のを手助けすることに関するものである。まさに、私たちがめざしている福祉社会も、その根本においては、教育のめざす根源的な問いかげと何も変ることはない。

エーリッヒ・フロムは、1977年に刊行した著書『生きるということ』で、人間が生きていくうえでの基本的な生活様式を、「持つ様式」と「在る様式」とに分けて区別している。「持つ様式」とは、財産、地位、知識、学歴、権力などの所有に専念する生きかたであり、「在る様式」とは、限られた自己の能力と人生を最大限に生かし、生きることの喜びを確認する生きかたである。

青年たちが追求しているボランティア活動にしても、私たち社会が追求していこうとしている福祉社会も、そうしたフロムの問題提起をすこしでも現実の学習社会のなかで生かしていくものでありたい。

(3) 「学びあう社会」をめざす — その可能な未来像

しかし、青年たちにとって、現代はほんとうに生きがいのない時代なのだろうか。実はそうではない。地球上の人口の爆発的な増加、食糧危機、エネルギーや資源の枯渇、環境破壊、そして社会的に弱い立場におかれている人びとの共存の問題など、どれをとっても、わたしたちは、「人類は生きのびることができるのだろうか」という生きがいをもって真剣にとりくまなければならないさまざまな課題に直面してきている。

人間が、地球上にほんとうに生きるのに価値する世界を自からの手でつくっていくことが、切実に要求されている時代、それが現代なのである。

青年期におけるボランティア活動は、そうした人類の危機をみごとに照射しうるような視点と、社会科学の眼を育てることに重点をおかねばならない。少年期からの発達段階が、「知識」「理解」「態度」の目標に向かって学習の場面を設定されるとするならば、青年期は「実践」と「解決への模索」の時代である。したがって、活動の目標が、ボランティアの心を育てるといった情緒的理性和道徳的性格形成にとどまらず、つぶさに社会問題や課題にふれ、その解決のために模索するひとりの社会人としての役割をになうことでなければならない。そこから、彼らは現実から学問の目的をあらためて知り、社会科学は何のために貢献し、かつまた、社会課題の解決をになう専門的な知識や技術の習得につとめていくのである。ただ単なる活動を体験する、他の人びとを助けるといった活動だけでは、青年期の目的を達成していないと考えるべきである。

たとえば、特別養護老人ホームに行って、「ありがとう」という言葉に感動したとする。しかし、そこで生活するにいたらしめた社会的要因や、施設のおかれている現状については無知であったとしたら、そしてきたるべき高齢化社会にたいする社会人としての認識に欠けていたとすれば、それは青年期の目標を達成したものであるとはいがたい。「永遠の少年」を自からつくりだすことになる。だからこそ、青年の活動や学習計画づくりを行う際に、もっとなまみの現実社会の検証、調査、分析、研究、開発などを取り入れるべきである。そして、青年の素朴な眼からみた提言やアイディアを関係機関や研究者などの専門家に提案したり地域の人びとに報告するチャンスをつくるべきである。

高校生期における福祉教育は、まずそのための手近かな試みをはじめなければならない。まして、大学期においては、学問の府の一員として、地域社会のための知的リソース・パーソンとしてのはたらきをになわなければならない。その意味で、欧米の試みや、発展途上国の大学に比べて、大きく社会的役割が後退してしまっていることに注目していく必要がある。大学のはたすべき役割については、あらためて深く議論をすすめていかなくてはならない。今日の青年にみられる「永遠の少年」化は、むしろ私たちにこそ原因があることを忘れてはならないのではないだろうか。

最後に、ボランティア活動のもつ重要な役割についてふれたい。私たちの住んでいる社会は、管理社会である。そして私たち自身、そこから全く自由になれることはあり得ない。なぜなら、現代の管理社会は、ただひと握りの人びとがそのほかの人びと全体を管理しているのではないからである。それが発達した近代社会であればあるほど、管理が地域社会におりてきている。だから私たちも、管理者されていると同時に管理者であるという構造になっている。つまり、ひとりひとりが社会の管理者になっているわけである。ボランティア活動のもつ「自由意志」や「自発性」は、だからこそ現代的意味あいをもつことになる。ひとりひとりの自由意志を尊重しあいながら、人びとの横の糸を求めていくボランティアの本質を、ふたたび探求していくことも重要だ。

いま学校は、ただひたすら管理された教育の場であるかのように論じられている。もしそれがそ

のとおりだとしても、その管理者のひとりは私たち市民であることを忘れてはならない。と同時に私たちは、学校のみが教育の場ではないことを忘れてはならない。むしろ、学校は、ひとつの教育施設であって、それ以上のものではないと考えるべきである。したがって、私たちがこれから問題にしなければならないのは、「学校神話」を捨てて、まったく新しい「教育機関」について考えはじめるときである。

まったく新しい「教育機関」、それは地域社会である。地域社会こそが学びの場であると考えはじめることで、私たちは教育を受ける「受け手」としてではなく、自由に学びの場を発見し創造する「つくり手」であることに気づく。地域社会は、自由な教室である。と同時に、そこに生きる人びとは、自からが「教え手」であり「学び手」である。

ボランティアたちの手仕事によってつくられる「自由学校」。若者たちは、はやく眠りからさめて、そこで自からを自由にしなければならない。

3 学校外教育施設における福祉教育

(1) 「学習の広場」としての施設 — 福祉教育の視点からみた学校外教育施設

昭和57年10月、長野市で「単に学習の場でなく地域の課題に取り組もう」と題した、第5回全国公民館研究集会が、1800人の参加者を集めて開かれた。最近の行革ブームのなかで、社会教育施設の民営化などが打ち出され、戦後の教育行政の動きのなかで絶えずその存在意志が問われつづけてきたが、この集会によって、新たに公民館は住民の自治、連帯の場として「地域づくり」や「生涯学習」の拠点として見直されはじめたことは、大きく注目されるべきである。またこの集会で、生涯学習とのかかわりのなかで、「高齢者教育」などの分科会が設けられ、学習計画のたてかたや、高齢者の生きかた、社会参加のすすめかたなどが議論されたことも興味深い。

中でも、昭和56年から東京都立川市公民館で開かれている『熟年セミナー』は、中高年齢層の"会社人間"を対象にしたユニークなものである。それは、教養講座というよりも、むしろやがてを迎える定年、これから的生活設計や健康の問題などとともに、社会活動への参加を取りあげ、高齢化社会を"生き抜く"指針を示そうというものだ。しかも、その講座に将来は若い人びとにも参加してもらうという構想もある。クロス・エイジという観点からすばらしいものである。

また、「未来の老いをどうとらえるか」をテーマに婦人学級を開いている千葉県習志野市袖ヶ浦公民館では、その体験をとおして、あるべき公民館の姿として「公民館は"人生をどう生きるか"や、"人のためになる"ことについての手立てを提供する場」であるべきだと報告している。それはつまり、地域社会の生活実態を学んだり、ものを調べたり、歴史を学んだり、ボランティアのこと学ぶといった生きた学習の場は、やはり公民館しかないのではないか、というのが主張なので

ある。

こうした公民館の新しい役割にたいする試みは、福祉教育を進めるものにとって大きな励みになるものだ。近年になって、公民館のなかにボランティア講座を組み入れていく事例が増えてきていることは歓迎されるべきことといえる。かつてボランティアは福祉分野のこと、教育とは無縁であるといった壁が、とかくタテワリ行政のなかで大きな障害になっていたことを思えば、新しい世界が広がりつつあるといつていい。

本来、ボランティアに福祉も教育もないし、福祉教育に福祉も教育もない。すべては、複合化した住民からの生活ニーズに、いかに複合的に応えていくかなのである。とすれば、当然のように、ややもするとセクショナリズムにおち入りがちな社会教育施設と、もう一方の市民の拠点である社会福祉協議会やボランティアセンターとの密接な連携が必要になってくる。

それは、公民館だけのことではない。勤労青少年ホームにしても、婦人会館にても、老人会館、青少年センター、児童館にしても同じだ。勤労青少年ホームは、たとえば栃木県足利市のそれのように、ボランティアの活動の拠点として十分活用できるし、また、神奈川県内の青少年センターのような例もある。また、児童館などは、最近では積極的に障害児やその家族に利用の窓口を開こうとしている。婦人会館は当然のこと、名古屋市の例のように、婦人ボランティアの拠点として開かれるようになってきた。さらに、老人会館は、東京都世田谷区のように、たんなる高齢者の学習や生きがいの場のみではなく、イギリスの「市民アドバイス・ビューロー」のような老人の経験と知恵を市民に提供する社会活動の窓口になっている例もあり、全国各地さまざまな動きが展開されはじめている。それらすべて、視点を変えてみれば、生きた市民の福祉教育のスペースなのである。

建築物のみが、福祉教育のスペースではない。市民によって自由な発想で企画し、運営されるイベント空間もそうである。名古屋市の「サンサンフェスティバル」はユニークなアイディアでいっぱいだし、東京都世田谷区羽根木公園での「雑居まつり」は、"福祉の広場" や "ボランティアの広場" の草分け的な存在だ。また、そうした特別に企画されたものだけでなく、従来あるスペース、すなわち、祭り、文化祭、市場などに市民の共感と協力を得るスペースを確保することなどもボランティアの手で実践されている。それもすべて、学びあい、共感をともにする場である。

最近になって、文化的な催し物も多くなっている。音楽をとおして共鳴と共感の輪を広げる手づくりの音楽祭やコンサートは、「わたぼうしコンサート」「われら人間コンサート」などにみられる。さらに、いま草の根のように各地でその特性を生かした独自のコンサートづくりが広まっていることも注目すべきことである。また、絵画展、写真展、芸術祭、演劇会、舞踊発表など、限りない企画が各地ですすめられているし、「ヒューマニック・アート」を追求するといった新しい文化的な視野から、「手でさわる図書館」をつくる動きにいたっては、その知的挑発に大きく心を動かされる。

福祉教育にとって、そのスペースに限界はないといつても過言ではない。地域社会はそうしたアイディアのマーケットであるといえる。

(2) 「結びあう」社会施設 — これからの学校外教育施設

以上のような小さな実験の場づくりは、ともに生き抜いていく「共存の思想」を広げていく重要なステップになっていくにちがいない。そのためには、つきのようないくつかの課題を考えてみなければならない。

そのひとつは、行政のタテワリ化の問題である。まえにも述べたように、住民の生活課題や社会ニーズは複合的に求められていくものである。それゆえに、もちろんのこと、教育にたいするニーズも複合的に起ってくる。教育施設を選択するものにとっても、利用するものにとっても、そのタテワリ化と連携のなさこそ、もっとも大きな障害だといえる。さらに、さまざまな広場や企画をするボランティアにとっても、それはいつも大きな障害になってくる。そうした、障害を少しでも取り払うために、さらに行政機関の努力を期待したい。

ふたつめに、横の連携の問題である。いま一番大きな問題は、地域社会の教育力をどう高めるかである。それは潜在的にある教育資源をどう発見し、それをどう豊かな力に育てていくかである。そのためにはぜひ、行政機関、福祉機関や施設、住民組織やボランティアなどが、総合的に福祉教育を押し進めていくための情報交換の場と、企画立案のためのテーブルを用意すべきではなかろうか。こうした努力がいま一番求められているような気がしてならない。

最後に、社会福祉施設の役割や市民ボランティア組織の役割の重要さについてである。もちろん、これまで多くの社会福祉施設が教育的役割をはたしてきたことはいうまでもないが戦後の一時期は、人手不足のため労働力としての活用に終っていたくらいもある。しかし、今日では社会福祉施設の社会化が推進され、施設の教育機能の回復とともに、そこで人間の重さにふれて旅立っていった多くの若者たちがいたことを忘れてはならない。

そのすべての社会の機能を再生し、生かしつづけていくのは市民であり、ボランティアである。あり合わせの資源を自由自在に組み合わせて、教育という永遠な価値を生みだす。その主役は私たちなのである。

4 ワークキャンプの実践

(1) 「小さな社会」を実験する — ワークキャンプの意味

ワークキャンプは、小さな社会である。いろいろな仕事を実験社会のなかに取り入れて、それと日常の生活とを有機的に結び合わせることによって、ひとりひとりがより人間らしく育っていくと

ころである。ここでの学習は、キャンプを構成するひとりひとりが主役であり、常に問題意識をかきたてるものでなくてはならない。また、そこでの生活は、人びとの生活史、生きざまから切り離されて営まれてはならない。

歴史的にみて、ワークキャンプの発祥は定かではない。わが国でその言葉を聞かれるようになつたのは、1950年代の初頭であった。当時、第二次世界大戦に敗れた西ドイツで、二度とその侵略の歴史をくり返さない誓いのなかで、ヨーロッパ各国の若者たちを招いてさかんに開かれたことが、そのきっかけになっている。国境を越えて、若者たちの平和の絆をつくる、ということから知られるようになってきたのである。

その後、こうした試みは、南北格差が進むにつれて、さかんに発展途上国でくりひろげられるようになつた。と同時に、それぞれの国内でも、社会福祉施設づくりや社会開発、災害救援やその復興などを目的に行われるようになる。もちろんそのエネルギーは若者たちであり、そこからすばらしい活動が巣立っていった。

1970年代に入って、こうしたワークキャンプは、教育のひとつの手段としての役割を見い出されることになる。いち早く、その役割に注目し取り入れたのは、J Y V A（日本青年奉仕協会）である。70年代に入ると同時に、「高校生ワークキャンプ」の助成、ボランティア・リーダーを養成するための「テーマ別ワークキャンプ」を企画し、支援した。

こうした「実験の場」は、とくに情緒豊かな青年期にとって、ボランティアへの動機づけの意味からも大きな効果があると考えられている。しかし、その後、たとえば静岡県社会福祉協議会のように、継続してすばらしい成果を上げ続けている場合もあるが、しだいに実施の数が減少している。

(2) 「生きた社会」とワークキャンプ — そのいくつかの課題

最近になって、こうした試みの意味が、ふたたび評価されるようになってきた。その理由は、現代の青年たちが、核家族化やコミュニケーションの喪失した社会生活などの現象にともなって、集団生活のなかで個人の特性を生かしながらひとつの仕事を完成するといった、日常的生活訓練ができるないこと。また、生活と学習と実践という社会活動をはじめるのに必要な基礎訓練が、組織的かつ複合的に行えること。さらには、「小さな社会」をとおして、できるだけその主役としての役割をなすこと、社会的存在感をたしかめることなどがあげられよう。

しかし、これらの試みを、たんなる集団訓練や組織化のみのために利用すべきでない。若者たちのフィールドは、まぎれもなく、現実のなまなましい社会なのである。たんなる感情的な高揚の場としての効果のみに満足すべきでない。たくさんの矛盾をはらんだ現実の社会を検証し、科学的ヒューマニズムを養うためにその取り組みはある。そして、ワークキャンプは、その後のアフターケアがあってこそ生きた学習の場でありつづけることを忘れてはならない。

静岡での取り組みのすばらしさは、そこにある。県社会福祉協議会と、静岡市奉仕活動連絡協議会とが共催で進めているものだが、キャンプ後、ボランティアたちのアドバイスによって、20校の高校生からなる「サラダの会」という独自の地域ボランティア・グループを作るまでに育っている。

実験の「小さな社会」は、企画者の創意によって魅惑にみちた空間になる。しかし、それはあくまでも、その空間を広げ、しだいに現実の「生きた社会」を包みこむためのものである。

5 福祉教育実践と安全対策

三重県津市の子ども会活動中に起った水死事故の過失責任をめぐる裁判は「子ども会裁判」または「ボランティア裁判」ともいわれ関係者の間で大きな関心を呼んだ。それは、「民間の無給で善意な奉仕者」「隣人の善意」に対する過失責任を問う裁判だったからである。

けっきょく、刑事裁判（1審判決）は有罪（現在、被告側が控訴中），民事裁判も「賠償責任あり」とする判決であったが、これらの裁判の経過のなかで、従来とかくあいまいで見過されてきたボランティア活動をめぐるいくつかの課題が明らかにされ、今後、福祉教育実践、ボランティア活動を振興するうえでの示唆が得られた。

第一は損害賠償保険制度の研究の必要性である。このことについては「子ども会賠償責任保険」「ボランティア保険」などに例をみるとボランティア及び対象者両面の対策が進み、事故補償についての整備改善がなされてきている。

第二は安全教育についての課題である。安全教育とは、一体何なのかを問い合わせる必要性が提起された。安全教育は監視や管理のもとに子どもを保護することではなく、子ども自身がいかに安全に身を処していくかを教えることにあるはずである。また、安全についてのボランティア側の組織的な対応はどうあったらよいのか、など裁判を通してボランティアが子どもに接する安全教育のあり方や安全対策について研究課題を残した。

第三は少年団体の活動プログラムについての課題である。子どもの冒険への挑戦は、子ども自身の欲求であり、成長に欠かすことのできない経験もある。それが事故をおそれるあまり少年団体活動のプログラムから消え、消極的なものばかりになってはならない。教育的配慮のもとに、いかに自由で活発な活動を保障するかが、プログラムの中で活かされていくことが必要である。

第四はボランティアに対する研修の課題である。ボランティアとはいえ、人間を対象とする活動であるなら、なおさらのこと専門的知識や技術を身につけておくことが必要であり、事故を未然に防止するうえからも大切な課題である。

全国社会福祉協議会は、昭和58年5月「三重県津市・子ども会裁判に関する考え方とその対応に

ついて」を発表したが、この中で「ボランティア活動の振興と安全対策の充実のために」次のような具体的な対策にとりくむことを明らかにした。

(1) 地域の信頼関係にもとづく児童健全育成の積極的推進

- 1) 家庭において児童の事故防止能力が高められるよう、親に対する教育活動を強化する。
(保育所保護者会、母親クラブ、婦人会などを通じて)
- 2) 地域における児童健全育成活動は親も参加者の1人であるという自覚を促がすとともに、プログラムの立案段階において親の参加を求める。
- 3) 児童健全育成活動が消極的にならないよう、正しい安全思想の普及に努めること。
- 4) 日頃の地域活動を通じて地域住民相互の信頼関係を深めるよう互助・連帯活動の活性化に努力する。

(2) 安全教育の徹底を図る

- 1) ボランティア・スクールや研修の科目のひとつに安全教育をとりいれる。
- 2) プログラムの立案段階、準備段階、実施段階に、指導者、親を加えた安全対策をとり入れるよう指導をおこなう。
- 3) 初めての活動参加者に対して安全に関するオリエンテーションを行う。
- 4) 参加者個人のボランティア保険への加入とあわせて、行事そのものの保険加入を徹底する。

(3) 不慮の事故、災害が発生した場合の対応の基本

- 1) 救急処置を適切に行う(研修などにおいて、基礎的な救急処置の技術を修得しておく)。
- 2) 指導者および団体責任者は、被害者・親権者・家族に対して迅速に詳細な被害の状況を伝え、自宅に出向いて見舞うなど、誠意をもって初期的な対応をとるよう指導する。
- 3) 事故の状況を克明に記録し、第三者の立合いなどのもとに現場保全を確実に行うよう指導する。(とくに賠償責任保険の対象となる事故については厳密さが要求される)

(4) ボランティア保険の普及に力を注ぐ

- 1) 全国ボランティア活動振興センターは、各種の会議、マスコミなどへの協力を通じて、ボランティア保険の意義・制度の紹介など、制度普及のためのとりくみを強化する。
- 2) 都道府県・市町村社協ボランティアセンターは、各種会合、ボランティア・スクールなどにおいて安全教育の徹底とあわせて、ボランティア保険の意義・制度内容の紹介と普及に努めていただきたい。

§ 3 成人教育における福祉教育

1 「ともに生きる社会」と社会教育

私たちは今、21世紀に向かって生きている。昨日も今日も新しい生命が誕生し、子どもが育ち、人々が働き、学び、遊ぶ。高齢者が老後を送り、人生と訣別していく。

戦後、38年経ったいま、私たち日本人はこれまでの歩みを、一度立止まって振り返るべきときに来ている。そして、確信をもったうえで、21世紀に向かって再び歩みはじめなければならない。来るべき21世紀は、まさに「高齢化社会」や「情報化社会」など様々な課題が必至の問題とされている。

ところが、これらの課題のどの一つをとりあげても、私たちはそれほど確かな見通しをもっているわけではない。不透明な、未知の社会を迎えるにあたって、私たちがいましなければならないことは、私たちのよりどころとなるものを見出すことであろう。

戦後のわが国の繁栄と発展はめざましかった。そして、私たちが手にした「豊かな社会」は、生産性向上の原理をひたすら追求することを大切な「価値」として築いてきたものであったといつても過言ではない。私たちが、いまここで立止まり、振り返る必要があるというのは、「豊かな社会」が私たちのほんとうの「幸せ」にしっかりと結びついているとはいえないからである。むしろ、「豊かな社会」に起因する様々な社会問題に追われているといえる。

たとえば、最近の家庭内暴力、校内暴力などの青少年の非行問題、乳幼児期の子育てやベビーホテルの問題をとりあげてもかならずしも有効な手立てを見出しえていない。

これらの課題解決のためにには、老若男女すべての人びとが家庭や地域社会の教育機能の喪失の現実を見えるとともに、「ともに生きる社会」の一人として自覚することが必要である。

社会教育とは、人びとの自己形成の働きであり、また、人びとの生活課題についての相互学習である。こうした社会教育を通して私たちは「豊かな社会」で見失ったものを手にすることができるといえる。いま、社会教育は「ともに生きる社会」の主体者形成の役割を果すものとして、その重要性が強く問われている。

2 成人教育における福祉教育の課題

社会福祉問題は、いまや特定の人の問題でなく、全ての国民的課題であり、その解決には、地域で、行政と住民とが協働しておこなわなければならない状況になっている。したがって、地域の住民が、地域づくりの上で、社会福祉問題を自からの問題としてとらえ、その解決の担い手になるよ

う、地域福祉の主体形成が成人教育の上でも課題になる。

地域福祉の主体形成をすすめる基本的枠組みは、①社会福祉問題に関する的確な情報や社会福祉諸制度についての情報が、住民に届けられているかどうかの問題、②住民に社会福祉問題への知的理 解、知的関心を持たせ、社会福祉問題に共感し、それを自らの生活に内在化し、生活感覚化を図る福祉教育の問題、③地域における個別課題の解決や個別課題の社会関係づけ、あるいは地域課題の具体的解決のための実践活動という“自立と連帯の地域づくりをめざしてのボランティア活動”の問題、④社会福祉問題の地域性、総合性、有機性を解決していくための“民間社会福祉活動”的拠点づくり、組織づくりの問題。具体的には、社会福祉協議会（ボランティアセンターも含めて）の充実強化と民間化の問題、⑤“民間社会福祉活動”が、力量を身につけるためにも、住民の地域福祉計画づくりと福祉行政へ住民が参加する問題、に大別される。なかでも、②③に関わる活動が、成人教育の重要な課題となろう。そのことにも関わって、いくつかの視点を提起しておこう。

(1) コミュニティづくりのための教育

急激な社会変動がもたらした地域社会の変容は、都市にあっても、農村にあっても、従来からあった人と人との関係を全く変えてしまった。とくに、都市における人間疎外の問題がいわれてから久しい。

このような問題に対して、今日においてはいまなお、心のかよいあう人間関係をつくり、高齢者や障害者も安心して暮すことのできる、子どもたちが健やかに育つことのできるコミュニティをつくり出すことは必要な課題である。

こうしたコミュニティ形成のために社会教育は、次の課題を背負っている。

- ① 人びとの価値選択の能力を高めること（自己の確立）……多様な価値観の存在する現代社会のなかで、正しい価値選択のできる能力を養い、自己の確立をめざすこと。
- ② 社会の一員としての自覚を促すこと（市民性の教育）……だれもが社会的な存在としての自覚をもつとともに、新しい市民社会の主体者としての意識と行動を培うこと。
- ③ 市民としての社会参加を促すこと（社会参加）……とくに他者への配慮や責任の自覚をもち積極的に自ら役立つこと。

このような、ともに生きる社会をめざしたコミュニティづくりの学習は、福祉教育のコアとなる必要課題である。そして、これらのことについては、公的・社会教育のなかでとりわけ推進されるとが望まれる。

(2) 人権問題学習を基本的な視点として

今日の福祉問題は、人権問題に象徴的にみられる。同和の問題をはじめ、障害者、高齢者、働く母親と乳幼児、要保護児童の問題等、これらの人びとの福祉の課題の基本的な重要な部分として人権問題が浮かびあがってくる。社会教育における福祉教育のもう一つのコアは、人権問題学習である。このことについての理解をぬきにしては福祉教育の内容は成立しない。

(3) 体験学習と実践の必要性

福祉教育は理論ばかりではない。体験的な学習と実践に裏打ちされてボランティアの精神が培われる。青年にしろ、婦人にしろ、人はだれも次の四つの欲求をもっている。

- ① 人は、だれも仲間が欲しいと思っている。
- ② 人は、生きがいが語れる場をもちたいと思っている。
- ③ 人は、自分の経験を他の人にも知らせて共有したいと思っている。
- ④ 人は、自分の能力を生かし、成長したいと思っている。

ボランティア体験を他人にも知らせ共有することによって課題を深めることができる。また、そのことによって、人と人との連帯感が深まる。

社会教育における学習は、こうした「話しあい」によって創造される。ボランティア体験を話しあうことが大切である。また、話しあいの中から新たな実践の課題が発見できる。

3 婦人ボランティア活動の実践

婦人ボランティア活動は、「婦人がそれぞれの自由意志に基づき、社会の進展や人びとの幸福のためにその能力や技術を提供し、それを通じて自らの人間性を高める活動」（「婦人教育及び家庭教育に関する施策の現状」）である。

現在、県や市町村教育委員会において社会教育事業の一環として、婦人がボランティア活動に必要な知識・技術を習得するための実践的な学習の機会を提供している。文部省においても、これらの学習の機会に対して「婦人ボランティア活動促進事業」として一部国庫補助を行い奨励援助してきた。

婦人ボランティア活動促進事業は、①婦人にボランティア活動に関する学習の機会を提供する「婦人ボランティア育成講座」、②講座終了者を活動の現場に派遣する「派遣事業」で構成されている。「育成講座」は、ボランティア活動の意義、婦人の社会参加のあり方等を内容とする基礎講座と活動内容によってその活動を展開していくのに必要な専門的な知識・技術を学ぶ専門講座に分けられる。

文部省社会教育局「婦人教育及び家庭教育に関する施策の現状」(昭和54年)によれば、昭和54年度の国庫補助事業の平均参加者は約41人、平均学習時間は約30時間となっている。その内、基礎講座と専門講座の比率はほぼ3：7である。

市町村教育委員会においては地域の婦人の自主グループが行うボランティア活動に対して指導、助言、援助を行っており、婦人ボランティアグループのグループ数10,846、参加者数553,552人となっている。

婦人ボランティア活動の内容としては、次のように大別される。

① 幼児に対するボランティア

託児、遊び指導、読みきかせ、育児相談

② 青少年に対するボランティア

子ども会指導、レクリエーション指導、読書指導、郷土料理伝授、個別相談

③ 老人に対するボランティア

世帯訪問による看護、施設訪問による看護、点訳、手話、レクリエーション指導

④ その他

文化財愛護、民謡伝承、図書整備、読書指導、郷土美化運動、健康、レクリエーション指導、

婦入学級等協力、外国人との交流

§ 4 障害者問題と社会教育

1 障害者の現状とレクリエーション

第6回身体障害者実態調査が厚生省により10年ぶり1980年行なわれた。それによると18歳以上の身体障害者数は197万7000人（人口比2.4%）と推計され、10年前にくらべ50%増えている。その種類別内訳は、肢体不自由が57%，視覚障害が16%，内部障害が10%となっている。内部障害に腎臓機能障害が認定されたこともあるが内部障害が3倍にふえている。身体障害者の原因別状況では、疾病を原因とするものが63.8%，事故を原因とするもの24.5%で、中でも脳卒中等の増加が目立つており、脳血管障害を原因とするものが11.5%にものぼっている。

身体障害者のうち、生活保護を受けている者は9万8000人で、全体の4.96%であり、全国の生活保護率12.3%の約4倍もの高い率になっている。

また、就業状況では、就業率が全体で32.3%であり、18歳～64歳の稼動年齢層で46.7%と低い。1976年、身体障害者雇用促進法が改正され、民間企業で障害者雇用率1.5%，官公庁の事務部門1.9%，官公庁現業部門と特殊法人は1.8%と定められているが、100人以上の従業員のいる民間企業では、この法定雇用率が守られていて、中でも1,000人以上の大企業では80%の企業が法定雇用率を遵守していない。障害者に雇用の機会を保障し、働く喜びと生活保障をしていくことがいま切実にもとめられている。

厚生省の身体障害者実態調査には、障害者のレクリエーションや学習・文化・スポーツ活動の調査はない。それらの点を日本レクリエーション協会の「在宅身体障害者のレクリエーションの現状」（実態調査報告書、1979年）によってみてみよう。

それによれば、「これまでの人生で映画館や劇場などに一度も行ったことがない」と答えた人が35.5%，「数えるほどしかない」が33.1%で、実に三分の二の人が映画館や劇場に行く機会がない。また「喫茶店に一度も行ったことがない」と答えた人は33.1%で、「数えるほどしかない」と答えた人（28.1%）を加えると在宅障害者は、喫茶店に行くこともままならない人が61.2%になる。それらのことからみれば当然の結果でもあるだろうが、外出回数は月に1～3回が32.2%で最も多く、毎日外出するという人は12.4%でしかない。そのうえ「これまでに外泊したことがない」と答えた人は27.3%で、約3割の人が外泊経験さえもない。しかも、その数少ない外出や外泊さえ、目的は通院、治療のための外出、外泊が多く（33.1%），ついで「サークル活動」のためが30.6%となっている。外出、外泊の際の介助者は57.8%が家族であり、友人およびボランティアが20.7%である。

また、友だとの交流も電話によるものが71.9%と圧倒的に多く、社会関係の持ち方にどうして

も偏りがでてくる。一日の過ごし方でも、テレビ、ラジオをみて過ごすが55.4%で、一日の視聴時間が5～8時間の人が31.4%にものぼっている。

2 レクリエーションの保障の課題

障害者の問題を考慮する際、往々にして学習・文化・スポーツ活動の面は欠落しがちである。国連の国際障害者年行動計画の中の各国がとるべき措置の一つに「障害者の教育、労働、スポーツその他のレクリエーションへの十分な参加のため、建物構内への立ち入りを妨げないようにすることを含む、適切な条件整備を行うこと」があげられているが、まだわが国においては、学習・文化・スポーツ活動を含めたレクリエーションに関してのとりくみは緒についたところといえよう。

また社会福祉の分野では、歴史的に「劣等処遇観」があったが、それは公的救済を受ける人は、賃金労働者の最低生活よりも劣った生活をすべきだという考え方であり、障害者の多くが、雇用の機会を保障されないまま、あるいはされたとしても劣悪な労働条件の下で、社会福祉サービスを受けるを得ないとき、生活全般における「劣悪処遇」を要求されてきた歴史がある。まして日本人のレクリエーション観は貧困で、レクリエーションは明日の労働の糧になるときにその活動を認めるという考えが支配的状況の下では、働いていざ、社会福祉サービスを受けている障害者は二重の意味で「閉塞した生活」「静的生活」を要求されかねない。

障害者の生活にも、労働行政にかかる部分、保健衛生行政にかかる部分などがあるわけで、当然、学習、文化、スポーツ活動にかかる行政があり、そこからの働きかけがあってよいはずで、障害者の生活は、福祉、労働、教育という関連領域の総合的な保障の視点とその対応がなければ、障害者の「完全参加と平等」は生まれない。障害者団体は当然、社会教育関係団体でもありうるわけで、障害者の社会教育活動の推進にかかる部分への補助金交付を含めた助長行政、環境醸成が行われてしかるべきである。

心身障害者対策基本法第12条は、「国及び地方公共団体は、心身障害者がその年齢、能力並びに心身障害の種別及び程度に応じ、充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と述べ、また同第25条では「国及び地方公共団体は、心身障害者の文化的意欲を満たし、若しくは心身障害者の文化的意欲を起こさせ、又は心身障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行なうことができるようにするため、施設、設備、その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」と述べて、障害者の学習、文化、スポーツ活動の保障をうたっている。この法の趣旨を生かし、社会教育行政が積極的に条件整備することが求められている。

3 障害者の社会教育の現状と課題

障害者の社会教育問題は、ここ10数年急速に発達してきているとはいえる、組織性、系統性、計画性を基本的枠組と考える学校教育実践からみれば、いまだ「緒」についたばかりである。都立青鳥養護学校出身者の自然発生的な夜学（昭和25年）を前史とするならば、組織的な障害者の社会教育活動は墨田区の「すみだ教室」（昭和39年）にはじまるといつてもよいだろう。それは「権利としての社会教育」の時代といわれた1970年代に入り、社会教育学界でも、社会教育実践上においても、飛躍的に発展してきているが、それらの多くは養護学校卒業者、障害児学級の卒業者のアフターケアとして行なわれたり、後期中等教育の代替物として出発し、親の会や養護学校、障害児学級の担任教師のボランティア活動により行なわれ、ようやく社会教育活動として社会教育行政に位置づき、組織化されはじめたところである。

社会教育の歴史的発達形態は、学校教育制度に「対応する」ものとしておこり、発達してきたのである、それは学校教育の「補足」「拡張」「以外」としてであった（宮原誠一）。したがって、障害者の社会教育の組織化の過程は、障害児の学校教育の組織化に大きく左右されるといってよい。東京や大阪等で障害者の社会教育実践がすすんだのも、東京では1974（昭和49）年から障害児全員就学の道がとられたことと無関係ではない。1979（昭和54）年に養護学校義務設置化が行なわれたことと相俟って、今後、障害者の社会教育と障害児の学校外教育問題は大きな課題として登場することは明らかであろう。

ところで、障害者の社会教育は、公民館での活動のみではない。図書館での視覚障害者のための点字本、対面朗読、あるいは拡大写本サービスをはじめ肢体不自由者が利用できる施設構造も大きな課題であるし、障害者のスポーツ活動や文化活動の保障の問題等もある。身障者のスポーツ施設としては、体育施設付身体障害者福祉センターが10ヶ所、勤労身体障害者体育施設が21ヶ所しかなく、指導者も日本身体障害者スポーツ協会が養成している身障者スポーツ指導員は568人いるにすぎない。あるいは児童館をも含めて障害児の学校外教育問題の保障のあり方も問われる。障害児は養護学校と家庭との往復が多く、日常的にも、週末や、夏休み等の休暇中にも学校外教育の機会は少ない。障害児の障害の種類や程度にもよるが、ほとんどの障害児が放課後生活において放任されている現状がある。

かように、障害者の社会教育といっても、多面的な検討をしなければならないが、ここでは紙幅の関係もあり、公民館等を軸にした社会教育行政における障害者教育の現状と課題についてふれておきたい。

「社会教育行政における障害者教育の実態調査」等から、今日の障害者の社会教育の現状を箇条的に整理すると次のようなことがいえる。

- ①学級方式等定期的な活動を行なっているところでは、その参加者の多くが青年期の精神薄弱者であり、養護学校、障害児学級の同窓会及びアフターケア的色彩が強い。
- ②日常的、定期的な障害者のスポーツ活動、文化活動の機会は少なく、運動会等年1～2回の行事活動が多い。
- ③社会教育施設に障害者用の諸設備があることと、障害者の社会教育を行なっていることとの間に相関性がなく担当職員と行政の姿勢に大きく左右されている。
- ④社会教育関係職員の多くは、障害者の問題は社会福祉行政の範疇ととらえている人が多く、社会福祉行政でやっているから社会教育行政でやらなくてよいとする人も多い。また障害者の社会教育を実施しているところでも他行政との共催は少ない。
- ⑤障害者の社会教育活動への参加契機は、口こみや直接電話などの個別対応によるものが多い。
- ⑥障害者にとっては外出し、他人と交流すること自体が重要な意味をもつことが明らかにかかる、送迎援助はなく、通級可能な者のみが対象と考えられている。
- ⑦障害者の社会教育活動を実質的に支えているのはボランティアではないかと思われるほどボランティアが大きな役割をしめている。

⑧実施回数等は、大方月1～2回が多く、障害者の交流、仲間づくりおよび実生活に必要な知識、技能修得を事業の目的におく。したがって、内容は当然のことながら「話し合い、仲間づくり」「生活技術（料理・手紙の書き方）」「レクリエーション」等が中心になっている。

このような整理が、すべてあてはまるとはいはず、障害者の数、種類、程度、あるいは地形、交通手段等の物理的環境、地域住民の属性などによって変ってくるし、実践の経過や行政上の位置づけによっても異なって当然である。

ところで、障害者の社会教育は、必ずしも障害者のみを対象として行なわれるのでなく、障害者が広く一般に行なわれている社会教育活動へ、自らの関心と自らの属性に対応させて積極的に参加していくことも必要であり、社会教育行政がそのための条件整備も図られなければならない。社会教育の本来の趣旨からいってもそれが基本に位置づけられなければならない。しかしながら、コミュニケーションの手段や抱えている生活課題を考えると、障害者を対象とした社会教育は機能的に障害者の社会参加、身辺自立、レクリエーションを推進する上で必要なことであろう。その機能的な機会の提供をする際には少なくとも次のような点が留意されるべきである。

第一は、コミュニケーションの手段と機会と場が日常的に保障されることが、障害者にとって非常に大きな意味を持っていること、第二に日常生活に欠かせない生活技術の修得の機会や社会常識の具体的な修得が必要であること、第三に障害者は生活をエンジョイし、リフレッシュする機会に恵まれないだけにそれらの機会を意図的に設けつつ、その上に系統的な、計画的な文化活動、スポーツ活動の機会を考えること、第四にそれらの実践を基盤にしつつ主権者としての、政治主体者と

しての教養や力、労働主体としての力を体系的に学ぶ機会が必要であろうし、そのための基礎的学力の向上が求められる。第五に心身障害者対策基本法第七条は施策の基本方針が「有機的連携の下に総合的に、策定され及び実施されなければならない」とのべているように、障害者の社会教育も他の関連行政と有機的に結びつきつつ総合的に行なわれることが求められている。

4 障害者問題の国民的理解と社会教育

国連の国際障害者年行動計画は、「国際障害者年の重要目的の一つは、障害とは何か、それはどのような問題をもたらすかについての公衆の理解を促進することでなければならない」として、具体的措置の一つに「国際障害者年の目的についての情報の広範な伝達、公衆の啓発、障害者がそうする可能性のあることの社会意識を高めるため、マス・メディアによるキャンペーンを促進すること」をあげている。

日本でも、中央心身障害者対策協議会国際障害者年特別委員会の「国際障害者年事業の在り方について」の提言の中で「国及び地方公共団体は、障害者の福祉の増進と自立への努力を援助する責務を有すること等について、全国民の合意と理解が必要である」とのべているし、心身障害者対策基本法第26条でも、「国及び地方公共団体は、国民が心身障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない」と規定している。

これらの提言や規定は、障害者問題解決にとって重要な課題である。なぜなら、国連の決議・勧告にもあるように、障害者などを閉め出す社会は弱くもろい社会であり、社会を障害者や老人などにとって利用しやすくすることが社会全体にとっても利益になるという点では、民主主義社会、平和国家をつくりあげていく上で、障害者問題は全国民の課題でもあるからに他ならない。また、永い間差別と偏見の下におかれていた障害者の生活を解放し、「完全参加と平等」を図っていくためには国民の障害者観の変容およびレクリエーション観の変容が必要だし、「劣等待遇観」の払拭がなければならない。あるいは65歳以上の高齢者人口が既に9.6%を越え、昭和80年には15.5%になろうとしている高齢化社会、しかも昭和40年以降の急激な経済構造の変化の中で労働市場から姿を消していく高齢者の問題は、実は障害者問題にあらわれている問題と同じであるという点でも国民は障害者問題を自らの問題としてとらえ、その解決のために立ち上らなければならない時期にきているといえる。

したがって、障害者問題の国民的理解を深めることは、国民の生活課題として社会教育の重要な学習素材に位置づけられる必要がある。

しかしながら、社会教育関係者は、障害者問題を社会教育における重要な学習素材と考え、そのことにかかる環境醸成を開拓しようとする点でまだ不十分な点がある。「社会教育行政における

る障害者教育の実態調査」(日本社会事業大学大橋研究室, 1980年)によっても、障害者問題を社会教育行政で扱った区および市は全体の32.5%にすぎず、その多くがボランティア活動育成に関する事業である。しかも、それら事業を開設している区および市は、東京、愛知、大阪などの大都市中心であり全国的には普遍化していない。また、社会教育行政で障害者の社会教育をとりあげているからといって、必ずしも障害者問題に関する事業を組んでいるわけでもなく、障害者問題に総合的に対応しているとはいひ難い。

社会教育は学校教育に比し、未組織であるが故に住民の要求や職員の専門的力量に負うところが大きいが、歴史的に要求を叫ぶことさえ疎外させられてきた障害者の問題は、より以上に障害者問題の国民的理解促進と障害者の社会教育とが有機的に結びつくことが求められている。

§ 5 老人福祉問題と社会教育

1 老人福祉問題と社会福祉行政

老人の問題は、永い間社会福祉行政の対象であり、範疇であると考えられてきた。それは、1963年（昭和38）につくられた老人福祉法によるところも大きい。同法によれば、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ること」（1条）を目的として制定され、その理念としては「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」（2条）、また「老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする」（3条2項）とうたわれている。同法をすべての老人に対するサービスをうたった法とみなし、救貧的養老対策からの脱皮を示しているとみると、同法をいわゆる問題を抱えた、ごく限定された老人に対するサービスを主にした救貧的性格が強い法であるとみなすかは論の分かれるところである。その評価の違いは、総則の理念にウェイトをかけるのか、それとも総則の理念と「福祉の措置」との矛盾を問い合わせ、「福祉の措置」が旧来通りであると評価するのかの違いから生じてくるといえよう。しかしながら、同法が、少なくとも老人福祉センターや老人クラブ等の不特定多数の老人へのサービスをうたっており、そこに老人問題が救貧的性格から脱皮し、すべての老人の問題に転化させる契機をつくった点は大きいといわねばならない。

しかしながら、皮肉なことに老人福祉法が救貧的性格を脱皮し、いわゆる要養護老人から老人一般へとサービスを拡大すればするほど、老人問題は老人福祉法の対象、すなわち社会福祉行政の範疇であるとする考え方方が定着する。事実、「老人の心身の健康の保持に資するため、教養講座、レクリエーションその他ひろく老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならない」（13条）の規定などからすれば、老人の学習・文化・スポーツ活動は、老人福祉法にもとづく事業とみなされる。同じような規定は、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」の通知や、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」の通知での老人クラブ助成事業等などにもみることができる。

ところが、老人の生活保障を考えたとき、そこには労働行政の課題もあれば、保健衛生行政の課題もあり、社会教育行政の課題もある。老人福祉法の理念のなかには、それがすべて一元的に收れんされた形になっているが、当然のこととして社会福祉行政において上記の課題に総合的に対応できないことも事実である。ここに各行政の事務分掌を超えた総合化がもとめられる。

2 老人福祉問題と社会教育

今日の老人福祉問題は、老人福祉法が制定された1960年代前半とは大きな相違がある。その相違の第1は、老人福祉問題が決して、限定された特別の人の問題ではなくなった。自己の努力による「自立助長」では限界があり、社会経済構造の変動の結果が、すべての老人に重くおおいかぶさってきた点である。第2に、日本の高齢化は出生率の低下と平均寿命の伸びの中で急速に進展している点である。1955年(昭和30)に5.3%であった老人人口(65歳以上)は、65年には6.3%となり、75年には7.9%，80年では9%となっている。老人人口比率は、今後ますます急速に伸び、2005年には、17.1%，2015年には21.1%をこえると予測されている。しかも老人人口は全国平均ではいまだ9%であるが、都道府県別、市町村別では事態は深刻で、島根県では県平均で13%をこえ、A町では26%，B村では23%という数字さえ出ている。

(1) 高齢者自身の学習の課題

このような老人福祉問題の国民化と高齢化社会の到来は、二重の意味において社会教育との関係を問わざるをえない。第1は、高齢者自身の福祉と教育にかかる課題である。平均寿命が伸び、一般的な定年年齢以降でも男性で約15年、女性で約19年の期間があるし、主婦としての女性の場合には、物理的に子育てが終わるといわれる末子の小学校入学から考えると、いわゆる平均余命が44年にもなる。この期間を充実して暮らすには、積極的な学習は強い要求である。そのうえ、単に平均寿命の伸びと老人人口比率が高くなっただけではなく、社会経済の変動による老人の生活不安状況は、否応なしに老人の社会福祉問題への関心をたかめ、その制度の量的・質的向上をたかめるための学習と運動を要求する。

しかしながら、それら老人福祉問題と高齢化社会の状態に教育行政が対応できているかといえば、現状はかならずしも十分とはいえない。文部省の社会教育行政における補助事業としての高齢者教室は、1973年(昭和48)度よりはじまったが、それまでは成人や婦人対象の事業活動に包含されていると考え、少なくとも独自領域としての設定はなされてこなかった(1965年から70年まで「高齢者学級」の委嘱があり、全国92学級分があったが、実験的なものであった)。その補助事業の内容は、①社会の変化の理解、②若い世代の理解、③健康の維持、④趣味・教養の充実、⑤社会奉仕活動への参加等があげられ、年間学習時間を36時間以上と設定されている。現在ではこの高齢者教室は78年度3,994教室開設され、28万7,521人の受講生がいる。開設場所は73%が公民館等の社会施設であり、老人福祉センターおよび老人憩の家では11%が開設されている。

老人福祉法13条で規定され、社会福祉行政の援助で展開されている老人クラブ活動にせよ、文部

省の補助事業として行われている高齢者教室にせよ、いまだとても組織だっているということができず、ようやく大学の開放等も含めて組織化の道程にのぼりつつある段階であり、今後いっそう振興される必要がある。もちろん、兵庫県のいなみの学園や東京世田谷区の老人大学、千葉県の老人大学等、組織だった活動を展開するところも増えてはいる。しかし、総体としては十分組織だったとはいえない。

こうした現状をふまえ、老人福祉問題を自からのものにするための高齢者の学習を促進するためには、社会福祉行政と教育行政の有機的結合を図らねばならない。

(2) 国民の老人福祉問題学習の課題

老人福祉問題の一般化、国民化と高齢化社会の到来の中で、社会福祉と教育、とりわけ社会教育が有機化しなければならない第2の点は、高齢化社会を支える人びとの育成と国民のその問題への関心の醸成という点である。いまでさえ、老人の年金と福祉は政治・経済上大きな課題である。今後の複雑な世界情勢を見通し、老人人口比率が15%を越える西暦2000年を乗り切っていくためには、すべての国民がそのことへの関心を持ち、解決のための共通認識と参加を考えねばならない。ましてや「生きる力」さえも取りざたされている無気力な、無感動な子どもたち、家庭内暴力・校内暴力が問題にされている子どもたちの現状を考えると、この課題の重大性は明らかである。老人人口比率が15%の厳しい高齢社会の曆年齢的担い手は、実質的には、現在の0歳児から30歳までの子ども・青年なのである。

現に老人であると否とを問わず、すべての国民が高齢化社会への見通しを持ち、老人を敬愛できる生活感覚を身につけていくためには福祉教育（国民の社会福祉への関心と参加の促進）が社会教育の分野でもっと盛んにならねばならないし、そのことが家庭の中で日常的に子どもに形成されていくよう促進しなければならない。

II　社会福祉実践と福祉教育

序

福祉教育の場は学校教育のみならず、地域社会をはじめ社会福祉施設などに広がってきてている。福祉教育、特に地域住民に対する福祉の理解を推進していくうえで、社会福祉関係機関・団体、そして福祉施設の役割は極めて重要になってくる。

従来から社会福祉施設は児童・生徒や地域住民に対する福祉教育の推進機関として大きな役割を果たしてきたし、近年のボランティア活動の推進や施設の社会化の促進に伴って、施設が積極的に、そして計画的に福祉教育に取り組もうとする例も見られてきた。社会福祉を理解する場として施設は格好の場であり、社会福祉の専門機関として、施設に対する期待も高まっている。ここでは、こうした福祉施設の社会化やボランティア活動の動向をふまえ、福祉教育の実践について考えてみた。

また社会福祉協議会でも、福祉構造やボランティアスクールなど地域住民に対する福祉教育の取り組みをしてきたが、ここではいわゆる“社会福祉協力校”に代表される活動実践の取り組みの流れと、地域の社会福祉協議会が各地で進めている福祉教育実践の現況についてふれてみた。

以上のように、今日、さまざまな形で福祉教育の実践が広がってきてている。加えて、福祉実践とのかかわりでは、さまざまな福祉運動やボランティア運動の経験と取り組みも忘れてはならない。全国的な運動の中で、制度が変わり充実したという例は多いし、その運動の中で多くの人々が福祉の実情を知り、理解と共感の輪を広げるという福祉教育の実践としての役割も担っているといえる。そういう意味でも、今後共、こうした福祉運動やボランティア運動が福祉教育に果たす役割について注目していきたいが、今回はその検討が十分できなかったことを付記しておく。

第1章　社会福祉施設における福祉教育

§ 1 社会福祉施設の役割と地域社会

わが国において「地域福祉」や「コミュニティ・ケア」，それに「在宅福祉サービス」などが論議されだしてから，すでに久しい。しかし，社会福祉サービスのなかでもっとも大きな役割を果たしているのは，依然として社会福祉施設である。

厚生省の「社会福祉施設調査」によると，昭和56年10月現在，社会福祉施設の種類は63種におよび，施設数 4万 3,364 カ所，定員 257 万 1,683 名，在所者 234 万 1,297 名を数えている。施設の数は，昭和46年度を初年度とする「社会福祉施設緊急整備 5 カ年計画」の実施によって急速に増加し，なかでも心身障害（児）者施設，老人施設，それに保育所がとくに著しい伸びを示した。こうした増加傾向は，以前にくらべてやや鈍化したとはいえ，施設全体としてはこんにちでもつづいている。

社会福祉施設の役割は，その量的な側面よりも質的な側面に重要性がある。

社会福祉施設は，地域社会の社会福祉問題を解決するためのひとつの手段である。したがってそれは，本来的に社会的なものであり，地域社会と不可分の関係にある。社会福祉施設とは，さいしょから「社会化」されたものであり，「社会化されるほかには存在しようのないもの」（岡村重夫，大阪市立大学名誉教授）である。ところが，社会福祉施設は，地域的に偏在配置され，しかも社会福祉の諸法令にもとづく「福祉の措置」実施上，その地域性は考慮されていない。また，施設自体もこれまで，対象者を地域社会から切り離して隔離・収容保護し，自己完結的な世界を形成してきた。現在においても，公費（措置費）への全面的依存によって自己充足的な社会に内閉することが可能とされている。

昭和50年前後以降，社会福祉施設は，地域社会とのかかわりにおいてそのあり方——新しい役割が問われている。すなわち，長い歴史をとおして体質化した隔離性，閉鎖性から訣別し，従来の「収容保護の場」から脱却して「生活の場」「治療・教育・訓練・リハビリテーションの場」へと移行することが社会福祉施設に求められている。社会福祉施設には，施設利用者の生活圏の拡大と自立の助長をはかるとともに，地域住民が施設の専門機能を社会資源として活用することによって地域福祉の向上をはかることが期待されているのである。いわれるところの「施設の社会化」「施設の地域解放」「施設と地域社会との有機的連携」である。

§ 2 「施設の社会化」が問われる背景

ところで，この「施設の社会化」は，いかなる背景のもとにクローズ・アップされてきたのであ

ろうか。秋山智久（明治学院大学教授）は「施設の社会化」を促進させてきた「力」としてつぎの4つを指摘している。すなわち、①従来の収容施設の隔離・保護から脱出して、社会復帰のために「閉ざされた」状況を拒否し始めた施設利用者とその家族、②そのことを理論的にも認識し始め、さらに「社会化」されることが、施設利用者の治療・教育・援助などのためにも必要であることを実感し始めた施設関係者、③社会変動の中の生活不安によって、社会資源としての社会福祉施設を自らに引きつけて感じ始めた地域住民、④これらの動向を感知し、または、先取りして、「コミュニティ」志向を始めた福祉行政、である。

これら4つのうち、①と②は、施設の内側から施設を社会化しようとする力である。③と④は施設の外側からのそれである。「施設の社会化」は、この両者の緊張関係において成立する。また、その力の均衡のもとに、施設が地域社会に根づき、地域住民が地域の有用な社会資源として施設を活用するとき、社会福祉施設は新しい存在意義を見出すことになるのである。

§ 3 「施設の社会化」と福祉教育

「施設の社会化」を推進するためには、行政などによる条件整備とともに、施設自体の自己変革（体質改善）と地域住民の意識変革への実践的努力が不可欠である。とくに地域住民の施設にたいする無理解や拒否的態度、施設利用者にたいする偏見や差別などを排除し、地域住民を地域の社会福祉に「目覚めた人間」に変革することが、まず必要である。ここに、地域住民の施設理解の促進と施設実践への参加の促進をはかるための福祉教育活動が、施設と地域社会のそれぞれにおいて求められることになる。

社会福祉施設における福祉教育活動の柱となるのは、具体的には、①ボランティアの受け入れ、②広報活動、③地域交流活動、④教育・啓発活動、などである。

1 ボランティアの受け入れ

ボランティアは、社会福祉への住民参加のひとつの形態であり、施設と地域社会を結ぶパイプとして貴重な役割を担っている。

社会福祉施設におけるボランティアの受け入れとその活動は、施設実践の専門性と地域性の向上にとって重要な意義をもつものである。また、ボランティア自身は、施設実践への参加をとおして社会福祉の理解者、協力者としてのあり方を学ぶ。とともに、人間理解や自己の再発見・人格的変容をはかることになる。施設ボランティア活動の実際においては、施設のなかでの自己完結的なも

のではなく、住民意識を基底にすえながら、地域に開かれた「面」としてのボランティア活動を志向することが大切である。それによってはじめて地域福祉の向上と新しい「コミュニティ」の形成が期待できる。

ボランティアの受け入れについて社会福祉施設は、およそつぎのようなことに留意する必要がある。すなわち、①ボランティア受け入れの意義や理念を明確化すること、②ボランティアにたいして適切なオリエンテーションを実施するとともに、ボランティアの教育と訓練をおこなうこと、③ボランティア担当の職員を配置し、ボランティアとの接触を常時もつこと、④ボランティア活動の展開に必要な物的条件を整備すること、⑤職員とボランティアの職務内容（活動内容）と責任範囲を明確化すること、⑥ボランティアの活動がより有効に生かされるよう、全職員とボランティアとが連帯し協働すること、などである。

2 広報活動

広報活動は、福祉教育をすすめていくうえでのひとつの有効な方法・手段である。社会福祉施設の広報活動としては、「施設案内」などのパンフレットや「施設だより」などの広報紙、それに施設実践の総括としての「事業報告書」などの発刊が一般的である。しかし、広報対象や広報の形態は多様であり、施設自体の形態・機能や立地条件、地域社会の特性などによっても種々異なる。

施設広報活動は、施設の状況を地域社会に伝え、地域住民の施設そのものや施設利用者への関心と理解、それに協力・援助を促進するための計画的で組織的な活動でなければならない。しかも、生きた味わいのある効果的な広報を可能にするためには、施設での具体的な実践に根ざし、十分な現場討議をふまえる必要がある。また、施設広報は、地域社会に向けてその活動を活発に展開するとともに、地域ぐるみの広報活動を志向することが大切である。

3 地域交流活動

地域交流活動は、社会福祉施設と地域住民との交流を通じて相互の理解を深め、さらにつぶんで施設設備や施設機能を「社会化」することによって、施設利用者と地域住民双方の福祉の増進をはかろうとするものである。たとえば、具体的には、施設利用者が祭礼、盆踊りなどの地域行事や、子ども会活動、青年団活動、P T A活動、老人クラブ活動、町会活動、自治会活動などの地域活動へ参加・協力していくたり、逆にまた地域住民が盆踊り、運動会、文化祭、福祉祭、クリスマス会、映画会などの施設行事に参加・協力したりすることなどが考えられる。

こうした交流活動が意欲的に、しかも日常的・継続的にすすめられることによって、地域住民の

施設そのものや施設利用者にたいする関心と理解が深まり、施設利用者との交流や親睦が実体化していく。ひいては施設利用者の処遇の向上と地域福祉の推進につながることになるのである。

4 教育・啓発活動

教育・啓発活動は、地域の住民や団体などを対象に、啓発映画の上映、講演会・研修会・講座の開催、それに講師の派遣などの方法によって、社会福祉にかんする教育・啓発をはからうとするものである。市民講座、社会福祉講座、ボランティア・スクール、老人大学、介護技術講習会などの開催はその一例である。

社会福祉施設における教育・啓発活動は、地域社会の実情や特性を十分に考慮し、地域住民の関心やニーズに対応するものでなければならない。しかも、そのひとつのねらいは、施設利用者や施設の活動内容について地域住民の理解を促し、地域住民と施設との協力関係を深めていくことにおかかる。さらにそれをとおして、地域住民の社会福祉全般についての関心と理解を促進させることが期待されるのである。

§ 4 社会福祉施設における福祉教育実践例

さて、ここでは、以上のこととふまえて、社会福祉施設における福祉教育実践の4つの事例を示し、参考に供しておこう。

1 至誠学園における「中・高生の福祉講座」

至誠学園（東京都立川市）は児童定員65名の養護施設である。そこには、至誠学園養育家庭センター（里親開拓、児童の委託援助、相談）とモンテッソーリ立川子供の家（幼児教育施設）が併設されている。

至誠学園では、「施設の専門的機能は、対象者のみならず地域にも積極的に還元し、もって、施設を地域の児童・家庭問題のセンターとして、積極的に活動する社会機関のひとつであらしめねばならない」という考えのもとに、つきのような社会化活動を実施している。すなわち、「ボースカウト活動」「地域子供会」「P T A活動」「行事の開放（ガーデンパーティー、運動会、クリスマス会、映画会他）」「処遇の開放（モンテッソーリ立川子供の家）」「講習会、講演会（中・高生の福祉講座、母と子のキャンプ教室）」「養育家庭センター」「児童福祉に関する相談活動」「地域ボランティアの受け入れ」「場の提供」「地域団体のメンバーとしての活動」などである。

これらのうち、「中・高生の福祉講座」は、地域子ども会におけるジュニアリーダーの養成と社会教育活動。福祉的ボランティア活動の理解をその主なねらいとして、昭和54年度から年1回実施されている。

昭和57年3月、第3回の福祉講座が2日にわたって、至誠学園と隣接の至誠老人ホームにおいて開催された。開講に先立ち、その案内が市の広報紙に掲載され、また社会教育団体（主にガールスカウト）の育成者や前回の受講生に案内状が直接配布された。受講生は35名（うち至誠学園児7名）を数えた。1日目は老人ホームの説明と見学、グループ・ディスカッション、2日目は老人ホームでの清掃奉仕、老人との交流、グループ・ディスカッションなどがおこなわれた。これらの自主的な体験学習は、中・高校生にとって、地域社会に視野を拡げ、地域社会の一員として周囲の人々とのかかわり方を考え、ともに生きているという認識を深めていくひとつの機会となっている。

2 万世敬老園における「老人大学」「一日入園」

万世敬老園（東京都昭島市）は定員200名の養護老人ホームである。同一敷地内に、児童・老人・婦人・要保護者のための11の福祉施設と病院（総合病院）が設置されている。

万世敬老園では、地域社会から信頼される施設、心と心のふれあう生活の場としての施設づくりをめざして、つぎのような地域在宅老人のための事業活動（地域活動）を実施している。「老人大学」「一日入園」「入浴サービス」「友愛訪問」「奉仕活動（刃物研ぎ、清掃活動）」などがそれである。

「老人大学」は、地域の在宅老人一人ひとりの教養を高めるとともに、地域老人と施設利用者との交流を深めることをそのねらいとして昭和53年9月から実施されている。時事問題や人生講話などを主として学習する「一般教養」と、専修科として「福祉科」「園芸科」「陶芸科」の3つの科が設けられている。1年間の授業日数の70%以上の出席者には修了証書が授与され、3年間で卒業というシステムがとられている。昭和56年度においては各科をつうじて143名が在籍した。ちなみに、昭和57年度の「一般教養」と「福祉科」の授業日程はつぎのとおりである。

「一日入園」は、一般地域住民が万世敬老園に文字通り一日入園し、施設利用者と生活をともにすることによって地域住民の施設についての理解を深めんとするものである。したがって、その際には、単なる観察や見学でおわることなく、施設利用者との直接的な交流をとおして人間関係を育むことに重点がおかれる。昭和53年6月の発足から58年4月までの一日入園者はおよそ800名を数えている。

	一般教養	福祉科
4月		入学式
5月	入学式	
6月	昭島民間信仰	暮しの中での体操
7月	夏の健康	人間が老いるとき
8月	老人の制度と法律	高齢社会への取組み
9月	時事問題	老人生活について
10月	冬の健康	国立リハビリセンター見学
11月	生き甲斐ある人生	地域社会の諸問題
12月	体験発表	老人自身の再発見
1月	新年会	年金と福祉
2月	宗教と人生	
3月	心と身体 卒業式	卒業式

3 天竜厚生会における「福祉教育」

天竜厚生会（静岡県天竜市）は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法にもとづくあわせて21の施設と診療所、それに研修センターを擁する大規模な団体である。

天竜厚生会研修センターでは、昭和56年度から、一般市民・学生・生徒などの地域住民を対象にした福祉教育を実施している。その目的は、「障害者に対する福祉をはじめ、せまりくる高齢化社会に対応して老人の福祉など、ひろく社会福祉の全般について市民一人一人の意識を高めようとする」ところにおかれている。参加者は、中・高校生、地方公務員・団体職員、婦人団体などを中心に、昭和56年度1,687名、57年度1,583名を数えている。

福祉教育の内容は、およそつきのとおりである。

①社会福祉の理解	社会福祉とは社会生活のなかで障害をもつ人々も含めてすべての人々がよりよい生活を作り出すための活動であることを正しく理解する。
②障害者の理解	障害者の障害の発生、原因、障害の状態、障害者の実数などを正しく理解し、障害者の援助について考える。あわせて、障害者には日常生活上どのような不自由があるかを体験する。
③施設見学	社会福祉実践の場のひとつである施設および施設を必要とする人々が多領域にわたることの実際を知る。

④施設実習 (ふれあい)	障害者や老人などと直接ふれあうことにより、障害者や寝たきり老人への理解を深め、福祉の心をより高める。
-----------------	--

また、福祉教育のプログラムには、「日帰りコース」「一泊二日コース」「二泊三日コース」の3つのコースが設けられている。たとえば、中・高校生などを対象にした「一泊二日コース」のプログラムはつきのとおりである。

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00
一日目																
	ア 福 祉 ン ケ ー ト 理 調 査 解 の の 及 び 解 く 食	福 休 障 害 者 の 実 及 理 技 び 解 く 食	講 座 の 実 及 理 技 び 解 く 食	昼 講 座 の 実 及 理 技 び 解 く 食	施 設 実 習	施 設 実 習	フ リ ー タ イ ム	夕 食	レ ク リ シ エ ヨ ン	フ リ ー タ イ ム	(入 浴)	就 寝				
二日目	洗 面 事 務 起 床	清 朝 の (し 當 た 番 た は く く は く 食	朝 の (し 當 た 番 た は く く は く 食	フ リ ー タ イ ム	施 設 見 学	施 設 見 学	質 疑 応 答 会	感 想 ト 調 査 文								

4 北郷荘における「ボランティア銀行」

北郷荘（宮崎県北郷町）は定員80名の身体障害者療護施設である。

北郷荘では、昭和55年1月以来、福祉のノーマリゼーションをめざし、施設の発展は地域に支えられ、地域のなかに息づくことにあるという考えのもとに、青少年のボランティアの育成と福祉教育の振興をはかっている。昭和56年度からは新たに人材登録としての「ボランティア銀行」を設け、その充実・強化を期している。そこでは、まずボランティア組織の育成に重点をおき、施設の社会化、施設と地域社会との交流の円滑化をはかるためにつぎのような業務をおこなっている。

①ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的、継続的、計画的な活動のできるボランティアの育成 ○ 入所者との心の交流を大切にできるボランティアの育成 ○ 青少年のボランティア活動への参加促進
②施設機能・処遇の社会化と強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設機能の開放をおこない、地域住民に福祉サービスの提供をはかる

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動にかんする研究の企画実施 ○ ボランティア活動にかんする調査、情報の収集と提供 ○ 施設機能の再検討と整備の拡充
③入所者の生活範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のさまざまな行事等への積極的な参加 ○ 施設と地域住民の交流の場づくり

ボランティア銀行の長期的投資者にたいしては、「初級」「中級」「上級」「特級」の4つのコースを設け、つぎのような計画的かつ段階的な研修を実施している。

コース	研修基本目標	実務目標	取組み事業
初級	自己実現	対話活動 身辺介助 環境整備作業 移動介助	ゲーム大会及びふれあいの日 荘内外清掃作業 荘内レクリエーション
中級	人間理解	入浴介助 (施設内) レクリエーション参加及び介助 対話活動 リハビリ訓練補助	寮生入浴介助 夏まつり、運動祭 寮生及び自治会との対話 歩行、車椅子訓練の補助
上級	社会創造	心理的リハビリテーション 施設外レクリエーション介助 ボランティア活動育成	ケースワーク活動 一泊旅行、屋外活動 初、中級コースの育成
特級	福祉開発	ボランティア発掘 ボランティア育成 地域福祉活動 福祉研究	ボランティア活動の中より グループの育成及び発掘研究を行う

第2章 社会福祉協議会等における福祉教育

今日、福祉教育の関心が高まり全国各地でさまざまな活動が展開されているが、社会福祉協議会における福祉教育の取り組みには大きく二つの流れがある。その一つは近年、多くの関心を集めている学校における福祉教育であり、二つには地域住民を対象にした福祉教育である。

学校における福祉教育は、昭和50年以降急速に発展し、いわゆる「社会福祉協力校」の数も昭和58年度には1,711校に及んでいる。一方、地域住民を対象にした福祉教育は社会福祉講座、ボランティアスクール、その他種々の広報活動などを通して取り組まれているが、社会福祉の理解と参加をその基調としている。とくに、今日、地域福祉・在宅福祉の推進と関連して住民参加の側面からも地域住民に対する福祉教育実践の重要性がますます増大してきている。

§ 1 学童・生徒を対象とした福祉教育

学童・生徒を対象とした福祉教育の歴史は長いが、その実践は昭和20年代初めから見い出すことができる。社会福祉の正しい理解と参加を実現するためにも若い世代への働きかけが重要であることは言うまでもないが、ここではその取り組みの歴史を概観し、学校における福祉教育について考察してみたい。

1 前期

今日の福祉教育の萌芽ともいいくべき活動は昭和22年に徳島県で始まった「子ども民生委員制度」に見ることができる。『すべてのお友達を幸福に』をスローガンに、下級生や障害のある友だちの世話や地域での活動に取り組み、全県下の小・中学校に波及していった。

昭和23年には中央共同募金委員会が「国民たすけあい共同募金運動の本質に鑑み青少年ことに学生、生徒児童に対し本運動の趣旨、目的及一般社会福祉に関する諸問題との関連につき資料を提供し、良き理解と支持協力を得ることは最も大切なこと」として『社会科参考教材＝国民たすけあい共同募金』を刊行・配布し、翌24年からは「更に学校の教科課程にマッチしたものとするため」に教師用として、『国民たすけあい共同募金・學習指導の手引』(小学校用、中学高等学校用の二種類)を刊行・配布した。

また、同じ24年には大阪市民生協による社会科福祉読本「明るい市民生活へ—社会事業の話」づくりなどもみられる。この時期は、敗戦の混乱を反映して、広く国民に対して助けあいの精神を高揚させることにその主眼が置かれていた。

2 第Ⅰ期

昭和25年、神奈川県で「社会事業教育実施校」（のちの「社会福祉研究普及校制度」）が始められた。これは、「将来県民の中堅となる中・高等学校生徒に新しい社会福祉事業についての理解を深め、あわせて父兄への啓蒙を計る」ことを目的に実施されたもので、教育現場での制度的な取り組みとして、わが国で初めてのものであった。

その後、20年代後半には鳥取県において社会福祉教育普及校の実践が試みられるようになつたが、この鳥取の実践は社会福祉協議会が実施の主体となつた初めての取り組みでもある。

3 第Ⅱ期

以上のように昭和20年代にはいくつかの県で福祉教育の取り組みが芽ばえてきたが、それ以降、制度的な波及はしばらく見られなかつた。しかし、昭和30年代から40年代にかけての急激な経済の成長と都市化・近代化等の現象は国民生活の変化だけにとどまらず、教育の荒廃等も招来し、30年代後半から徐々に福祉教育の実践が各県に広がつていった。

昭和38年の長野県社協による長野県社会福祉指定校を皮切りに、42年には静岡県教委による社会福祉研究指定校、46年には宮城県社協による福祉教育普及校の設置と推進事業、47年には山形県社協による山形県社会福祉研究指定校事業、さらに48年には、沖縄県の社会福祉研究普及校設置事業、富山県社協の富山県社会福祉普及協力校設置事業、米子市社協の福祉教育モデル校指定事業、そして49年には、佐賀県社協による社会福祉奉仕活動普及促進協力高校事業、新潟県社協の社会福祉研究普及校指定事業へと広がつていき、各地で福祉教育の実践が展開されるようになり、学校における福祉教育の推進が大きな課題となつてきた。

また、この間、昭和45年の全国社会福祉会議において、専門委員会の研究テーマに“教育と社会福祉”の部会が設けられ、東京都社協や大阪府社協では地元の委員会報告も提出された。そして、全社協でもこの全国会議に向けて福祉教育委員会を設置してその成果を中間的などりまとめとしてまとめた（昭和46年5月）。

4 第Ⅲ期

この間、社会福祉も大きな転換期を迎え、とくに地域福祉・在宅福祉の推進には住民の参加が不可欠の要素としてクローズアップされ、そのためにも若い世代への働きかけがますます重要な意味を持つようになってきた。また、各県に広がりつつある“協力校制度”をより発展させるために、昭

和52年から国庫補助事業「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が全国的に展開されるようになった。

この事業は「小・中学校及び高等学校の学童・生徒を対象として、社会福祉の理解と関心を高め社会奉仕、社会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図る」ことを目的に始められたもので、都道府県・指定都市社協が実施主体となって事業を展開するものである。ここにおいて社会福祉協議会が、学校における福祉教育の推進に全国的に取り組む基盤ができたのである。

協力校での活動は多種多様であり、施設への訪問活動、学校招待活動など各地でさまざまな活動が展開されている。この事業における都道府県・指定都市社協の役割は地元市区町村社協との協力による活動の場の開拓や資料提供、情報提供などであるが、学校現場の活動の活発化とともに、社協への期待もますます高まっている。

5 第IV期

「学童・生徒のボランティア活動普及事業」の定着化とともに、これまでの社協一学校との関係による事業展開からより地域に根ざした活動の展開が求められるようになってきた。そのためにも地域の関係機関との協働による取り組みが試みられるようになり、とくに社会教育と連携した事業展開がいくつかの県で進められるようになってきた。

昭和55年から宮城県で始った「宮城県福祉学習普及公民館指定事業」や56年から秋田県で試みられている「福祉教育推進助成事業」における公民館指定などがその例である。

このように、公民館（社会教育）と学校（学校教育）とを指定することによって地域での活動をより効果的に進めようとする試みは、今後の協力校事業を展開するうえで、重要な示唆を与えてくれる。

また、これまでの各学校における活動の推進方策をみてみると、多くの場合、学校内では特別活動やクラブ活動での取り組みがその中心であったが、この活動をより多くの児童・生徒に広げ、学校教育の中に定着させるためにも、各教科にどう福祉教育を位置づけ、実践していくかが今日、大きな課題となってきた。

このように、第IV期にあっては社会教育や学校教育などへの専門的なアプローチが求められるようになってきており、社会福祉協議会における専門的な役割も高まっている。

以上のように、わが国における協力校事業もその始まりからすでに30年以上を経過した。そして、昭和52年の「学童・生徒のボランティア活動普及事業」の実施以来、社会福祉協議会は学校における福祉教育の定着化のために種々の活動に取り組んできたが、今日、青少年の非行やさまざまな問題行動が指摘されるなかで、この福祉教育の取り組みは学校教育をはじめ社会教育等の分野からも注目を集めている。

そしてそれとともに、社会福祉協議会の担うべき役割も高まっており、情報提供や資料提供にとどまることなく、青少年のボランティア活動の場の開拓や、関係者との協働した福祉教育プログラムづくりなど、より積極的な対応が求められるようになっているといえる。

§ 2 地域住民を対象とした福祉教育

一般に地域住民を対象とした福祉教育は福祉講座やボランティアスクール、また、さまざまな広報活動を通して取り組まれる場合が多いが、その他、福祉理解の場の設定や各種の運動・キャンペーンの実施なども有効な手段として各地で取り組まれている。

今日、社会福祉が地域福祉・在宅福祉へと大きく転換するとともに、住民参加の具体的な形態としてボランティア活動が注目を集めようになってきているが、社会福祉の理解と参加を求めるためにも地域住民に対する働きかけとしての福祉教育は重要な課題となっている。

1 福祉講座、ボランティアスクールを通しての福祉教育

社会福祉協議会における社会福祉講座、ボランティアスクールの実施状況をみたのが表1である。福祉講座は全体で24.0%の社協が取り組んでいる。また、ボランティアスクールは全体で39.1%の実施であり、法人の市・区社協においては74.6%にも達しているのがわかる。

とくに、ボランティアスクールの実施は近年、全国各地で活発に取り組まれるようになってきたが、その形態は①ボランティア活動への導入を目的としたもの、②活動領域ごとの活動をさらに発展させることを目的としたもの、③手話や点字、介護方法など技術習得を目的としたもの、④婦人や青少年など活動主体ごとに開催し、その展開をすすめることを目的としたもの、などに大別できる。

福祉講座やボランティアスクールは、具体的な課題や問題点を参加者に提供し、福祉への理解や参加を実現する手段として効果的なものではあるが、①開催の目的は明確か、②ボランティア等地域住民の参加が求められる地域課題が把握されているか、③受講後の活動の場は用意されているか、④ボランティア活動への日常的な援助体制は確立されているかーなどの準備がないと、せっかくの講座も単なる“教養”講座的なものになりかねない。いま、地域で必要な活動に結びつけられる講座づくりをすすめることが大切である。

2 広報活動を通しての福祉教育

ボランティア活動の参加を呼びかけるパンフレットは全体で30.0%の社協が実施している。

社会福祉への参加を呼びかけるものとしてパンフレットやリーフレットを作成して広く地域住民に訴えたり、社協の機関紙や行政の広報紙を利用している場合も多い。また独自にボランティア関係の機関紙を作っているところも増えてきているが、より多くの人たちに目につくことがまず必要である。神奈川のある市では町内24カ所に掲示板を設置活用している所もある。

	法 人			法人 (計)	未 法 人			未法人 (計)	計
	市・区	町	村		市・区	町	村		
ボランティア講座・スクールの開催	467 74.6	529 42.5	48 29.4	1044 51.4	47 47.0	89 14.6	26 7.5	162 15.4	1206 39.1
社会福祉講座の開催	239 38.2	323 26.0	40 24.5	602 29.6	33 33.0	71 11.7	34 9.8	138 13.1	740 24.0

	法 人			法人 (計)	未 法 人			未法人 (計)	計
	市	町	村		市区	町	村		
ボランティア活動参加のパンフレット呼びかけ	367 58.6	410 33.0	44 27.0	821 40.0	18 18.0	58 9.5	28 8.1	104 9.9	925 30.0

(昭和 57 年度市区町村社会福祉協議会基本調査)

*昭和 56 年度実績

いずれにしても広報活動は地域住民に対する情報提供機能として重要な側面を担っている。一方的な伝達だけではなく、地域におけるあらゆる情報を収集・把握・整理し、適確な提供ができるよう心がけることが求められる。

3 福祉理解の場づくりを通しての福祉教育

近年、ふれあい広場や福祉まつり等、地域住民に対する福祉理解の場づくりがすすんでいる。ふれあい広場等の交流活動の実施は 615 社協・19.9%，福祉まつり等ふれあい活動の実施は 583 社協・18.9%，また社会福祉に理解を求める展示会等の開催は 520 社協・16.8% となっている。

私たちのまわりには社会福祉についてよく知らないとか、ボランティア活動の内容がわからないという人々は意外と多いが、これらの人びとに社会福祉の正しい理解と活動参加を促す場としてこうした取り組みを設定することは極めて有効である。こうした中で、地域の老人や障害児・者の実態にふれるこことによって社会福祉への正しい理解が生まれ、活動への動機づけともなる。また、こうした取り組みが障害のある人もない人も、子どもも老人も、誰もが同じ人間としてその人格を尊重される社会（共に生きる社会）づくりへつながるのである。

その意味でも、こうした福祉理解の場づくりは地域住民に対する福祉教育の場として大きな役割を果たしているといえる。

4 福祉の土壤づくりと福祉教育

以上のように個々の事業や活動を通して福祉の理解と参加を実現する取り組みに加えて、より日常的に、より全県的な規模で地域住民に対して福祉意識の高揚をはかるうとする取り組みがある。いわゆる福祉の土壤づくり、あるいは福祉の風土づくりと呼ばれる運動で、広域な県レベルでの活動展開がされている。

神奈川県における「ともしび運動」、千葉県における「地域ぐるみ福祉」、静岡県の「福祉を育てる県民運動」、また、京都市における「福祉の風土づくり推進協議会」の活動や山形県における「県民総ボランティア愛のかけ橋運動」、愛媛県における「県民たすけあい総参加運動」、長崎県における「ふれあいのあるまちづくり県民運動」など、いくつかの県での取り組みが見られ、その実施にあたっては各県の社会福祉協議会が大きな役割を担っている。

これらの運動の趣旨は、「…これから福祉を進めるにあたっては経済的援助や施設対策等の充実にあわせて、在宅福祉サービスや住みよい福祉の風土づくり等、地域社会を基盤とした福祉活動を開拓する必要がある。……これをいっそう充実させるためには地域住民等の社会奉仕活動への積極的参加によるきめ細かな福祉活動に負うところが大きい。そこで、地域社会の連帯感に結ばれたボランティア活動をはじめとする各種の自主的な福祉活動を盛り上げて、地域ぐるみの福祉を推進しようとするものである。」（千葉県・地域ぐるみ福祉推進対策基本要綱）や、「……福祉社会の建設は、公的施策と相まって、県民の自発的な参加による福祉活動の推進が不可欠の要件となっている。このときあたり、すべての関係機関・団体は、相提携し、心のふれあう福祉社会の建設をめざして、子どもも、おとなも、心身に障害をもつかたがたも、みんなで、思いやりと連帯の心を基調としたボランティア活動を、それぞれの地域で展開されることを期待し、『県民総ボランティア運動』を推進する。」（山形県・県民総ボランティア愛のかけ橋運動推進要綱）にも見られるように、社会情勢の変化に伴ない、地域社会において新しい社会福祉の構築と充実が求められるようになってきた。

そして、そのためにも地域住民の連帯意識の高揚（思いやり、助けあいの輪を広げる）と活動参加（ボランティア活動）の実現をそのねらいとしたものである。また、運動の推進には県内総ぐるみという性格上、福祉関係機関・団体をはじめ青少年団体、保健・医療団体、教育関係、放送関係など巾広い層の参加を得て実施している場合が多い。

具体的な事業としては、ポスター・リーフレット・資料の作成、啓発用フィルムの作成やボラン

ティア講座の開校をはじめ、福祉機器展などの開催、また、ふれあい広場の推進やモデル地区の設定などさまざまな取り組みがみられ、中にはフォトコンテストの実施など誰でも参加しやすい事業を設けたりして工夫をこらしている例もある。さらに山形県では強化月間や一日奉仕の日を設けたり、静岡県・長崎県でも強化月間を設け、運動の推進をはかっている。

§ 3 社会福祉協議会が福祉教育をすすめる視点

これまで、学校に対する福祉教育の歴史、地域住民に対する福祉教育の取り組みの実際をみてきたが、今日、地域福祉・在宅福祉など新たな福祉活動の展開と誰もが同じ地域の中で「共に生きる」ことの大切さが認識される中、福祉への参加の意味は増え重みをなし、住民への働きかけとしての福祉教育も一層重要なものとなってきている。そして、こうした福祉教育の取り組みは、地域社会の中で系統的にすすめることが必要であり、若い世代から壮年・老年まで各世代に対する働きかけ（福祉教育）のシステムを地域社会の中に確立することが、これからの中の福祉教育を開拓していく上で重要なポイントである。

最後に、社会福祉協議会が福祉教育をすすめる視点（そのねらい）を整理してみると以下のようにまとめられよう。

(1) 社会福祉の正しい理解の促進

福祉教育の目的は社会福祉に対する正しい理解と福祉問題を抱える人々への共感の輪を広げることにある。その意味で、社会福祉の理解を地域社会の中に広め、広げていくという視点が重要となる。加えて、現行の社会福祉の諸制度、施策の理解、考察、さらには検討といった取り組みも大切な要素となってくる。

(2) 具体的な福祉活動への参加の促進

福祉教育とは単なる“学習”ではなく、体験や具体的な参加を通して、その理解が一層深化される。ボランティア活動など地域でさまざまな活動がすすめられているが、福祉活動への参加の広がりは、豊かで連帯のある地域づくりへともつながる。

また、場合によっては手話や点字、介護技術、また当事者の理解方法など福祉活動をすすめるうえでの技術や知識の習得も必要になってくる

(3) 活動参加者の拡大

福祉協力校の経験などでも明らかのように、子どもたちの活動を通して親や地域へと活動の輪が広がったという例はよく聞く。また、親の活動が家族に広がっていったという例もある。福祉教育の取り組みは直接の対象者だけでなく、こうしたまわりへの波及を視野に入れた展開が求められる。

(4) 関係機関・団体、関係者をまき込んだ活動づくり

地域社会の中には社会福祉に関するさまざまな機関、団体、関係者がいる。福祉教育の推進は社会福祉協議会のみならず、これらの人たちをまき込むことによって一層の効果が期待でき、地域社会全体での活動推進体制づくりが重要である。

(5) 社協活動そのものの活性化をはかる

福祉教育の実践を通して、社会福祉協議会にはこれまでにない多くの人たちとの関わりが生まれる。それは社会福祉協議会へ新たな風を吹き込み、社協そのものへの理解、認識も深まり、社協活動を活性化させるものもあるといえる。

(6) 当事者団体の組織化をはかる

福祉教育の取り組みは一般的には地域住民に対する福祉の理解ということにその力点が置かれるが、これらの実践を通して福祉課題を抱える人びとの組織化をはかり、自立化を促す視点も忘れてはならない。福祉教育の実践を通して地域での福祉課題がより明確になり、当事者の抱える課題も顕在化してくる。地域社会の中で個々バラバラに生活している当事者を組織化していくということは、これからの中の福祉をすすめていく上で、そしてまた福祉課題を解決していく上で重要なポイントとなってくる。

(7) 地域福祉活動の主体者形成をはかる

また、福祉教育の取り組みが地域の福祉課題の把握、活動計画、実践、解決という一連のプロセスをたどるとするならば、それは当然、地域福祉活動の主体者の形成をめざした取り組みになってくる。福祉教育の実践の中から地域福祉活動の担い手を作り上げていくという視点は社会福祉協議会の重要な役割でもあり、地域福祉を支えていく上で欠くことのできないものであるといえる。

以上のような諸点を見定めて福祉教育の実践をすすめることによって、その活動はより豊かなものになってくるだろう。

§ 4 福祉運動・ボランティア運動と福祉教育

1 福祉運動と福祉教育的側面

社会福祉が発展・充実していく過程においては、その制度的な欠陥や矛盾がしばしば顕在化される。戦後、わが国でも福祉制度のいくつかの欠陥や矛盾が指摘され、その解決、支援のための活動が全国的な盛り上がりをみせ、福祉運動として国民の注目を集めた例は少なくない。昭和30年代の朝日訴訟、40年代の牧野訴訟、堀木訴訟などは生存権問題ともからんで、その支援運動が広がったし、福祉分野だけにとどまらず、水俣病やイタイイタイ病、その他の公害問題やサリドマイドに代表される薬害問題など多くの国民の関心を集めた。

こうした運動や課題提起は、当事者の抱える切実な問題を国民の前につきつけ、国民の目（関心）を福祉へと向けさせ、福祉の理解や問題を抱える人たちの理解・共感へと広がったことも見逃がせない。

また、こうした制度改善にかかわる運動のみならず、制度的に未発達な領域や施策になじまない活動、あるいは実験的・開拓的な活動やより多くの人々の参加を得る中でその解決をはかろうとする活動なども全国的な運動として取り組まれ、多くのボランティアの参加による運動を作っている。そしてそれは今日、自らの手による福祉づくり、言うなればボランティア運動として大きくその輪が広がっている。

こうした運動からは従来のような行政依存型でない、自らの参加と責任による手づくりの福祉の確立という側面を見い出すことができるが、広く国民に課題提起をし、福祉への理解と参加をすすめるという福祉教育的営みをもって展開されている。

2 福祉運動・ボランティア運動の展開

たとえば、「だれにでも、年に一度めぐってくる誕生日を機会に、精神薄弱問題に関心をもち、すべての人が福祉に自ら参加していこう」ということを目的に運動をすすめている「誕生日ありがとう運動」本部の活動は、精神薄弱児・者に対する正しい知識の普及と意識の向上、そして実践活動への取り組みを主な柱に展開されているが、15年以上にわたる活動の中で多くの理解者を得ている。

また、日本青年奉仕協会による「わたばうしコンサート」の試みも、障害児・者の作った詩に曲をつけ、共に楽しく歌うということが共感を呼び、多くの人たちが参加する中から障害児・者に対

する正しい理解と「共に生きる」思想が定着した。そして、特に若い世代から共感をもって迎えられ、いま、新しい福祉文化が創造されつつある。

さらに、古切手収集活動を通して開発途上国に医薬品や医療機具を送る活動を展開している日本キリスト教海外医療協力会などの実践も多くの協力者を得て全国的にくり広げられている。

以上の例はいずれも精神薄弱児・者の問題、あるいは身体障害児・者の問題、あるいは開発途上國の人びとの問題を広く国民に訴え、その理解と参加をすすめていこうとするものだが、これらの運動は問題を抱える人びとの問題解決だけにとどまらず、まわりの人びとの理解と共感をどう広げていくかに運動の力点が置かれている傾向が強いといえよう。その意味でもまさに理解と参加、そして共感の輪を広げる福祉教育そのものの取り組みだとも考えることができる。

また、§ 1においても若干ふれたが、1981年の国際障害者年を契機に、全国各地で「ふれあい広場」や「まちづくり点検活動」の実践が広まってきている。こうした福祉理解の場や交流の場の設定や具体的なまちの点検活動を通して課題や問題点を広く住民に訴え、理解を広めるという取り組みもまた、福祉教育としての側面をもつものである。

III 行政職員・教職員の研修における 福祉教育の取り組み

序

—都道府県の研修における福祉教育の現状

各自治体で策定される「総合計画」をみると、そのほとんどに「高福祉社会の追求」とか「福祉の視点」「福祉優先」等が行政全体の指針として打ち出されている。そして、その中では、住宅、保健・衛生、医療、教育、労働など、生活関連の根幹施策が統合され、総合的に社会福祉を推進していかねばならないとしている。つまり、施策の推進にあたっては、社会福祉の視点をあてて遂行すべきであるとしている。

しかし、こうした「計画」はありながら実質的には、福祉施策は「福祉＝弱者救済」といった観点から脱却できず、福祉主管部局の取り扱う職務として「ワクづけ」されているのが現状ではなかったただろうか。

そこで、ここでは、各自治体がどの程度まで社会福祉を行政の指針として位置づけているかを知るひとつの目安として、昭和57年度に栃木県で実施した調査（各都道府県行政職員研修機関および教育委員会教職員研修機関を対象とした「現任（職）教育における福祉教育に関する調査」）の結果を紹介してみたい。

この調査の実施にあたって設定した問題意識は、福祉主管部局で実施する福祉教育活動・研修事業はその職務内容からいって「当然」のとりくみであるが、これに対して都道府県行政主管の研修、教職員研修機関が実施する研修というものは、その都道府県の行政および教育指針に深く係りにくものであるところから、そこでの福祉教育の実施状況の把握を試みたものである。

調査は、行政職員研修については、52カ所の自治研修所、職員研修所に依頼し、38カ所の研修所から回答をよせていただいた。また教育職員研修については42カ所の教育委員会に依頼、30カ所の回答を得た。

1 福祉教育の実施状況

行政職員対象の研修機関でのとりくみは、38カ所のうち24カ所、63.2%の機関であるが、一方、教職員研修機関などのとりくみは、30カ所のうち6カ所、20%という状況であった。また、研修において福祉教育の内容をとりあげることについてどう考えるか、という質問については、現在実施していない研修機関においても「実施することが望ましい」と答えているものがかなり多くみられた。実施した自治体ではその成果を評価し、「人間尊重という視点からも職員1人ひとりに対して福祉についての正しい理解を図る必要がある」としたものが多く見受けられた。

2 研修内容の特徴

その研修プログラムをみると、行政職員対象の研修所では、新規採用職員研修においては、福祉の基本的理解を図ることを目的として、講義、それに施設見学・施設体験（所要時間は数時間から1泊2日）といったカリキュラムがほとんどである。また、その他には、国際障害者年、高齢化社会の到来といった背景をテーマにしたものや、心身障害者問題、老人問題（高齢化社会への対応）を取りあげたものが多い。

その研修方式としては、2、3時間の講演だけというものから、施設見学・体験、パネルディスカッション、そして課題研究の中に社会福祉問題を導入してのグループ討議など、各自治体によってその内容にはかなりの差異がみられた。

一方、教職員対象の研修所では、児童・生徒に対する福祉教育の推進という視点からのとりくみになっており、そのための社会福祉の理解、福祉教育の理解、その学習指導方法を中心としたカリキュラム編成である。その方法としては、講演、講義、施設見学等をとり入れ、実施している。行政職員研修と同様、各自治体によってその内容には差異がみられた。

以上みてきたように、行政職員・教職員研修における現状は、かならずしも社会福祉の体系的な理解が十分図られていない状況にあろうが、行政・教育における人間尊重・ノーマライゼーションの理念を空洞化させないためにも今後、各自治体研修機関においていっそうの推進が図られることを期待したい。

こうした意味から、次に栃木県および神奈川県の実践を紹介する。

第1章 栃木県の取り組みから

栃木県においては、52年度県民生部福祉教育班（53年度から社会福祉教育センターと名称を変更）が設置されてから、自治研修所及び、市町村職員研修担当課との共催により県・市町村職員対象研修の中に“福祉問題”を導入し開催してきた。

この項では、この取り組みまでの経過、内容等について触れていきたい。

§ 1 栃木県社会福祉教育センター発足までの経過とその内容

昭和51年6月に「新長期総合計画」が発表された。その基本的理念は「人間を大切にする福祉と心豊かな文化の創造」であり「栃木県の新しい時代を創造していく主体は、主権者である県民であり、県民1人1人が力を結集して、連帯感あふれる人間性豊かな地域社会栃木県を建設すべき」ことを提言している。

そして、行政が手がけるべきものとして、

- ① 教育の充実
 - ② 社会福祉の充実
 - ③ 生活環境の充実
 - ④ 産業の充実
- の4つを挙げている

これらを受けて民生部では、②について、これからの中の福祉の原点は「地域福祉」であると把え、社会福祉をすべての共通の問題として認識し、福祉を必要とする人びとが、できる限り地域の中で生活できるよう公私協働で福祉サービスを供給していくシステムを確立し推進することとした。

そして「地域福祉」を実現するために、

- ① 福祉を支える地域社会づくり
- ② 地域福祉サービスの充実強化
- ③ 福祉を担う人の養成と確保
- ④ 社会福祉施設の計画的整備と社会化

の4本柱が、施策体系として打ち出された。

以上の施策を総合的に推進する必要があるが、その中でもとりわけ、社会福祉を支える県民の意識の高揚と福祉活動への県民の積極的参加、及び社会福祉の内実を支える「人づくり」の推進こそが、もっとも重要な要素であるとし、社会福祉審議会の答申（答申概要は表1）を受け、昭和53年4月1日にセンターが発足した。

表1 社会福祉教育機関設置にかかる社会福祉審議会答申概要

区分	概要		
1 章 社向教育 会と育 福社の 社会課 の福題 動社	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉サービスは従来の貨幣サービス（所得）に加えて、非貨幣サービス、相談、介護治療等が拡充された。 福祉を必要とする人々が地域の中で生活できるようになることが今日の社会福祉 新長計の地域福祉を実現する4つの施策を総合的に推進することを全面支持 そのなかでも「人づくり」が最も重要な要件 		
2 章 社育 会の 福概 祉念 教	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉の理念・制度・連帯の精神の理解 社会福祉サービスを必要とする人々の具体的理解 社会福祉サービスを必要とする人々に直接、役立つ教育 社会福祉従事者の資質の向上 社会福祉総合情報の提供 <p>1,2 はあらゆる領域で推進されるべき課題。3,4,5 は社会福祉固有の領域</p>		
3 章 社必 会要 福性 祉と 教そ 育の 機基 本設 置性 の格	<p>1節 社会福祉教育機関設置の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> 2章の1～5までの「社会福祉教育」の現状は、多くの課題がある。 地域福祉を実現するために社会福祉教育を総合的に推進する機関の設置が必要である。 <p>2節 社会福祉教育機関の基本的性格</p> <ol style="list-style-type: none"> 社会福祉教育の専門機関として位置づけ、次の4つの部門の機能を備えること。 ①一般住民を対象とする福祉教育部門 ②社会福祉事業従事者を対象とする社会福祉専門教育部門 ③研究調査部門 ④福祉情報部門 設置にあたっては ①行政の積極的関与 ②運営協議会の設置 ③組織機構の計画的整備 ④スタッフ、リーダーの養成 ⑤施設整備を配慮のこと。 		
4 章 社会 福祉 教育 機 関 の 4 部 門	福祉 教 育	<ol style="list-style-type: none"> 対象 → (1) 児童、生徒、学生 (2) 社会福祉サービスを必要とする人々 (3) その他の県民一般 体系 → (1) 広報、広聴活動 (2) 自主学習の奨励 (3) 社会福祉サービス活動 (4) 相互交流の場の設定 (5) 社会福祉講座 役割 → (1) 総合連絡調整 (2) 福祉教育リーダーの養成 (3) 専門的な福祉教育の推進 (4) 関係機関の指導、援助、助言 関係機関の役割 → 学校教育、社会教育、市町村、社会福祉関係機関、医療機関、社会福祉協議会はそれぞれの立場に応じて福祉教育を推進すること。 	
	社専 会門 福教 祉育	<ol style="list-style-type: none"> 対象 → 公私の社会福祉領域の全職員 体系 → (1) 導入研修 (2) 専門研修 (3) 派遣研修 (4) 研究発表会 (5) 職場研修 (6) 民生委員、児童委員等研修 (7) 同和研修 	
	研究 調 査	<ol style="list-style-type: none"> 対象 → 社会福祉問題 体系 → (1) 社会福祉教育内容に関する研究調査 (2) 行政施策決定資料に関する研究調査 	
	福 祉 情 報	<ol style="list-style-type: none"> 対象 → (1) 一般県民、社会福祉従事者 体系 → (1) 情報提供 (2) 社会福祉図書館 (3) 視聴覚教育 (4) 福祉サークル学習援助 	

§ 2 行政職員対象の「福祉教育」導入までの経過とその内容

現在、行政職員を対象とした講座は、表2に記載したように3本組まれている。

その1つ1つについて触れていきたい。

1 地方公務員福祉講座

(1) その背景と経過

この講座は、50年度から発足したコミュニティ・モデル地区指定事業とのからみの中で、当初は県社会福祉協議会が、モデル地区の地域住民を対象として福祉教育活動を展開していたが、答申に見られるように“福祉教育は、あらゆる領域で推進される課題である”という視点から、行政を担う職員にも福祉教育を実施する必要があるとして、センターの福祉教育部門の職務として位置づけ取り組まってきた。

この講座開設については、モデル地区指定事業そのものの性格から“町ぐるみ”で福祉問題に取り組むという基本的姿勢が強かったため、行政職員に対する福祉教育の重要性の理解もスムーズに得ることができ、講座開設へと展開することができた。逆に言えば、市町村にとっては、必要性に迫られて取り組んだという経過でもあった訳だ。

50年度に始まったこのモデル事業も5地区（2市3町）を指定し58年度をもって終了するが、55年度までに全モデル市町村において、センターがイニシアチブをとった型での福祉教育講座の開催については終了した。

講座開催により確認された行政職員に対する福祉教育の必要性から、モデル地区のみに限定せず、全市町村対象へとそのワク組みを広げていった。

(2) その内容（プログラム等）

コミュニティケア・モデル地区における講座については、そのプログラムも、具体的な実践活動への素材の提供と、各行政セクションの果たす役割等についての理解を図ることを目的としたものであり、その目的に即した型でのプログラム編成を図った。表3がそのプログラムである。

しかし55年度からの取り組みは、具体的なモデル事業実施といった状況ではなかったため、即実践化という型は、市町村においても相入れない状況であった。

そこで表4のプログラムを作成した。ここで意図したことは、次の3点である。

- ① 社会変動に伴なう社会福祉の対象、及び制度の移り変り
- ② これからの福祉の理念、及び対象の理解

表2 福祉講座一覧表

講座名 年 度	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8
1 地方公務員講座	コミュニティ・モデル地区の市町村職員対象 開催市町村へ出向いて開催 (出前の講習)		対象ワクをはさず (全市町村対象) 開催市町村へ出向いて開催 (出前の講習)				
2 自治研修所 県市町村職員対象 “福祉講座”		県市町村職員主事・技師クラス対象 県自治研修所において 対象は同じ	県職員主事・技師クラス対象 主事・技師のワクをはさず 県自治研修所	県自治研修所 市町村職員主事・技師対象 対象は同じ	各市町村研修ブロック (8ブロック) で開催	県自治研修所 2日間コース	
3 県新規採用職員対象 “社会福祉の時間”		3時間コース 県自治研修所				県自治研修所及び宿泊先	

③ その中の行政職員としての果たすべき役割（地域福祉推進における公私協働の必要性）

この3点を中心として、その基本的理解を図ることを目的に“映画と講演”の型で開催をした。

表3 コミュニティケア地区におけるプログラム

内 容	方 法	時 間
社会福祉コミュニティ理解のために		
(1) 栃木県におけるコミュニティ・ケアの考え方と取り組みの現状	講 義	30分
(2) わが町の老人の姿		
① 実態報告書の分析報告	報 告	40分
② それぞれの業務からみた老人の姿と課題		
③ コミュニティ・ケア活動への展望	座談会	90分

表4 その他の市町村におけるプログラム

内 容	方 法	時 間
「生命のふれあう街を」	映 画	30分
「地域福祉と行政の役割」	講 演	1時間30分

地方公務員福祉講座（市町村職員）受講者数

年度	52	53	54	55	56	57	58
回数	2回	4回	3回	1回	1回	1回	
人数	90名	185名	165名	150名	138名	156名	884名

表5 自治研“福祉講座”プログラム

日 程	内 容	ね ら い
一 日 目	9：00～ 9：30	開講式、オリエンテーション
	9：30～ 12：00	・映画「あなたの隣りに」
		・福祉の歩みと考え方
	13：00～ 16：00	・福祉行政の仕組みと現状 施設体験事前説明

日 程		内 容	ね ら い
二 日 目	9 : 30 ~ 16 : 00	施設実習※	福祉の実態の一部 分ではあるが肌で 体験する。
三 日 目	9 : 00 ~ 12 : 00	・施設実習を終えて ~分散会議 日常業務と社会福祉へのかかわり	<ul style="list-style-type: none"> • 2日間のまとめ • 自前の福祉観の確立 <p>(社会の一員としての私 公務員としての私)</p>
	13 : 00 ~ 15 : 45	・全体討議 まとめ	
	15 : 45 ~ 16 : 00	アンケート、閉議	

※ 2日目「施設実習」日程

日 稲	内 容
9 : 30 ~	施設概況説明 (30 分)
10 : 00 ~	施設内見学 (45 分~60 分)
11 : 00 ~	体験学習 (入所者、職員との交流) 例 食事介助・配膳・話し相手・オムツタタミ 遊び相手・学習手伝い・各種作業の共働 入浴介助等 (施設の実情に沿って、内容を決定する)
14 : 30 ~	職員との話し合い (60 ~ 90 分)
16 : 00 ~	施設出発

(3) 反省と評価

受講後、アンケート調査を実施しているが“映画と講演”というごく簡単な型にもかかわらず、その内容は、圧倒的に「福祉＝弱者救済＝他人事」という意識から「自分自身の問題→行政職員としての責務→是非幅広く多くの人びとにこのような機会を」という反応が多かった。

社会福祉の問題について、多くの職員は、あまり触れる機会もなく——なんとなく社会福祉はこうではないか——イメージだけで考えていた部分が多かったのではないかと思われる。

そういった意味では“気づき”的研修になったと考えている。

社会福祉をテーマに、市町村職員研修に組み込む方法としては、新たに講座を設定する方法が望

ましいが、当初は、従来ある研修体系の中で社会福祉をテーマとした内容のものを入れ込む方法であれば、研修担当課においても、さほどの抵抗もなく取り組めるようである。

しかし問題は、どう継続的かつ系統的に研修に載せていくかという点であろう。

2 県・市町村職員対象の「福祉講座」

(1) その背景と経過

1 の実践成果を踏まえ、市町村職員のみならず県職員を対象に実施したいという思いから、センター設立への流れと並行する型で、民生部から自治研修所へ「福祉講座」開催へ向っての積極的働きかけがなされた。

しかし、簡単にはいかず、とくに、

- ① 私達（公務員）は、社会福祉について何故、学び考えていかねばならないのか
- ② どの様な研修として発足していくのか
- ③ その趣旨を達成するためのプログラムは
- ④ 自治研修部と協力し担当していく部署は……

等々、膝をつめての話し合いが何回となく持たれた。その結果、ついに52年度、主事・技師クラスを対象とした選択講座の1つとして「福祉講座」が誕生した。

表2をご覧いただければわかるように、開催方法が普遍化をしてきている。県・市町村職員合同で開催していたものを55年度に、受講者数の増加等の理由で分離しそして57年度から、市町村職員対象については、市町村職員研修ブロック（栃木県では8ブロックに分れている）で開催する方向へと転換してきた。

その理由には、

- ① 地理的問題から、受講生が限定されてしまう。
- ② 各ブロックで実施した場合、体験学習の際、自らの住んでいる地域に密着した施設を利用することから、自分達の地域の施設を知り、理解し、協力する足がかりをつけることができる。これらのメリットからであった。

この動きの中で、“地域で開催する場合はその地域の講師を”ということから、56年度に、市町村職員研修協議会との共催により、各市町村研修ブロックから講師となるべき人材を集め、講師養成講座を開催した。

県職員対象「福祉講座」については、57年度から主事・技師のワクを外し、全クラス対象の選択講座とした。この背景には、受講後のアンケート結果から「広く役付職員にも……、指定研修に… …」という声に応えたものであった。

表7 自治研「福祉講座」受講者一覧表

	52	53	54	55	56	57	合 計	%	
	県 市 計	県 市 計	県 市 計	県 市 計	県 市 計	県 市 計	市 計		
総務部	7	11	11	9	6	15	11	23	5 9 14 97 15.6
企画部	5	10	10	1	1	3	6	7	3 10 4 1 5 37 6.0
民生部	16	6	41	47	8	7	15	9	33 42 4 18 22 7 14 21 163 26.3
衛生環境部	6	13	13	6	2	8	7	2	9 14 8 22 10 10 10 68 10.9
商工労働部	4		4	1	1	1	1	2	1 3 2 2 1 1 1.8
農務部	4	8		8	7	3	10	5	2 7 11 11 8 1 9 49 7.9
林務觀光部	3	1		1					1 1 1 1 1 5 0.8
土木部		2	2	6	5	11	2	4	7 2 9 1 2 3 29 4.7
出納局		2		2	3		3		2 1 3
企業局他	4		4	5	1	6	1	1	
教育委員会	4	20		21	5	26	18	2	20 26 5 31 16 7 23 124 20.0
合計	45	81	41	122	77	31	108	57	50 107 86 58 144 54 40 94 620 100.0

(2) その内容(プログラム等)

この講座は、発足当初から「3日間コース」として設定された。

プログラム作成にあたっては、民生部職員、自治研修所職員の討議により、研修生の5感のすべてを刺激する研修方法を取り入れ、社会福祉の理念を体験化、感覚化させることをねらいとし、表5により開催することとした。

3日目については、受講生を5、6人のグループに分け“討議のポイント”(表6)に従って話し合いを持った後“これから社会福祉をよりよく進める条件”というテーマで、KJ法的作業を取り入れてのグループまとめをお願いしている。

この作業を通して問題の共有化、グループ構成員一人ひとりの相互補完作用による、福祉観の再構築と、社会の一員としての私、公務員としての私の果たすべき役割について理解と認識を深めていくことをねらいとしている。

表6 討議のポイント

◎ 社会福祉についてのイメージは変わったでしょうか
——2日間の中で——
1. 感じたまま(その人なりに)を素直に出しましょう。 ～心を動かされたものはありましたか～
2. その時、何を考えましたか
3. 何か問題となることはありましたか(問題点の発見) ↓ 討議の中でこれらを共有していきましょう
4. 問題点についての解決策は……。 私達1人1人が何ができるか考えてみましょう。

また3日目の最終時間に45分間のアンケート調査時間を設けているが、3日間を振り返り、それぞれが、自分なりに、自分のものとしてまとめ上げ、それを胸の中に降ろしていただくというねらいを持って設定した。

(3) 反省と評価

表7をご覧いただきたい。各部局から受講生が参加していることが、お分かりいただけると思う。知的段階での理解では、上滑りになりがちな福祉の問題に対して“施設実習”という体験学習の導入により、多くの受験生が——「衝撃」を受け、そして「考える機会」を持つことができた。

私達は、今まで何故こんな重要な問題を見落してきたのだろうか、いや意識的に遠避かっていたのかもしれない——と述べている。

“ふれあい”が、価値のある“気づき”を想起したと言えるだろう。

アンケートの中には、施設実習を宿泊とし入所者とともに生活をしたいとの意見もかなり見られた。

3 県新規採用職員対象の「福祉の時間」

(1) その背景と経過

従来の福祉講座の実績等から、54年度新採用職員（学校事務職員、栄養士を含む）の研修（4月1カ月間）の中に「福祉の時間」が設けられた。

53年度に、自治研修所から申し入れがあり開設されたが、その背景には、実績評価のみでなく、自治研修所長の「行政の基本は、福祉であり、それは、県に採用される段階でしっかりと身につけておくべきものだ」という考え方からでもあった。

当初は、3時間と不十分なスタートであったが、研修終了後、自治研修所とセンター職員との打合せ会で、「体験化、感覚化」させていかねば理解ははかれないとセンター側からの不満を述べた。その結果翌55年度から2日間コースへと発展した。

(2) その内容（プログラム等）

54年度は3時間ということで“映画と講演”的ごく単純な形態をとらざるを得なかったが、55年度からは、2日間コースとなった。

表8は58年度に開催した際のプログラムである。この展開の中で特に意図したことは、今まで経験したことのない（事実、ほとんどの人が経験していない）体験を通して、社会福祉の理解を深めるとともに、自分自身の主体的生き方、人と人との触れ合いの大切さ等々の、福祉的視点の獲得と、その視点に立った広い視野の養成という2点であった。

(3) 感想文

2日間の学習後、全研修生に感想文の提出を求めている。センターでは提出されたその1つ1つに、コメントを書き添え、6ヶ月後（新規職員後期研修開催時）に本人の手許に戻し、体験時の“思い”を再度研修生1人1人に考える機会を持っていただくことをねらいとして実施している。

ここに紹介する感想文は、昭和58年度、県新規採用職員前期研修（200名）における「福祉の時間」の中での施設体験を踏まえて、一研修生が書いたものである。

「そういう人たちは、福祉が何であるかを本当にわかっていないんです。」

この言葉を、私はかつて味わったことのない感動と衝撃の中で聞いていました。自分の力で

表8 県新規採用職員“福祉の時間”プログラム

日	時	1班	2班	3班	4班	ねらい
(月)	9:00	福祉の考え方 (講義 2.0) 映画 1.0		キャップハンディ車いす 体験		社会福祉につい ての基本的考え方、正しい理解 キャップハンディを通して自分 達の今までの町 づくりを問い合わせ ます。
	11:00			討議「身障者とまち」		
	12:00					
	13:00					
	14:00	キャップハンディ車いす 体験			福祉の考え方 (講義 2.0) 映画 1.0	
	15:00		討議「身障者とまち」			
	16:00			福祉施設体験オリエンテーション		
	17:00					
(火)	8:30					福祉の実態の一 部分であるが肌 で体験する。
	16:30	福祉施設体験(15施設へ分散し体験)				
	19:00					
	21:00	討議「社会福祉への私たちの役割」				

は動くことのできないお年寄りの中で働くその人は、とても澄んだ目で、静かにそうおっしゃったのに、なぜか私は「何かでなぐられたような」衝撃を受けたのです。

その日、特別養護老人ホーム「S園」で入浴のお手伝いをさせていただいた私は、食事も咽喉を通らない状態でした。祖父母と同居している私にとって、相手が老人だから……という意識はありませんでした。でも「シモ」のお世話というのは、思っていたよりも大変なことでした。それは、キレイ、キタナイというより、恐いと呼んだ方がぴったりくる感情でした。お手伝いさせていただこうと思っているのに、体が硬直し、ついに手を出すことができなかったの

です。

だから、その言葉を聞いて思わず下を向いたのは、自分のことを言われているようで、とても恥ずかしかったからなのです。「キレイゴトデハ、ナインダナー……」やさしさとか親切心、もちろん根底には必要なことあります。でも生半可な動機では、とても全うできない、もっと厳しく、壮絶な世界がそこにはあったのです。

でも気負う必要はないと思います。「みんな仲間だ。同じなんだ。一緒に生きていくんだ。」こうした静かな情熱が大切なんだろうと思うのです。あの人の目が、そうして燃えていたように――。

今の私には、福祉が何であるか、やっぱりわかっていないでしょう。でもわからうと努める気持になっていることを、はっきり感じているのです。

(4) 反省と評価

「福祉講座」の参加者と異なり、希望するしないにかかわらず全員を対象とし実施しているため、その研修生の多くは「体験学習はできるならやりたくない」という“ためらい”があった。しかし体験後の彼らの顔には、何故か生き生きとした表情があった。

初めての経験、それも社会福祉問題を抱えた“生の人間の生の生活”に接し、今までの生活経験、そして領域の偏狭さを感じるとともに、社会福祉問題を考える“キッカケ”になったのではないだろうか。

討議、そして感想文の内容を見てもそのことは伺い知ることができた。中には福祉的視点の欠如した行政姿勢に対してシビアな批判も出されていた。

4 その他の教育活動——福祉情報の提供

地方公務員を対象とした福祉情報の提供は月刊「ミニ福祉ニュース」、季刊誌「福祉のひろば」、年1回発行「福祉を考える」(総発行部数年間10万部)それぞれを県にあっては全職場に、市町村においては、保健衛生課、民生課、教育委員会(公民館を含む)、広報課、及び民間組織、全小中校・大学・社会福祉施設へ送付し、これに準じて全国への配布の拡大も図っている。

§ 3 関係機関との連携

1 自治研修所とセンター

開催当初は、センターから積極的な働きかけを行ったが6年を経過した現在では、自治研修所側において社会福祉の重要性、福祉教育の必要性の認識が高まり前向きな姿勢で取り組まれて来ている。

県職員を対象とした場合は、主催は自治研修所、プログラム作成についてはセンターとの協議により決定し、講師はセンターの職員があたっている。

2 市町村とセンター

市町村職員を対象として開催する場合は、当該福祉事務所、町村にあっては民生主管課を窓口として研修担当課と協議し、共催により開催している。この場合出来得れば当該社会福祉協議会を含めた企画が望ましい。何故なら、地域の福祉ニーズを把握している社会福祉協議会を巻き込むことによりその地域の持つ社会福祉課題を適格に研修プログラムに反映出来るメリットがあるからだ。

§ 4 行政職員対象の「福祉教育」の問題点と課題

以上見てきたような型で行政職員対象の福祉教育活動が展開されてきているが、福祉教育の意図するところは、単なる社会福祉の理解を図ることにとどまらず、自らの生活場面、とりわけ行政職員においては、それぞれの業務課題の中での実践化へと連動されなければならないところにある。しかしながら現在の段階では必ずしも、そこまでのインパクトを与えるには至っていない状況にある。

この状況を打破し、推進していくためには前述の福祉教育活動を根深く展開していくことと併行して、行政職員も一地域住民であるとの立場から、民間の自主的組織である社会福祉協議会活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域住民を対象とした福祉教育活動の推進と併せて、関係機関との協働活動を地域レベルで推進していくという役割が求められよう。

この場面で、社会福祉協議会、とりわけ市町村社会福祉協議会の担う役割は、極めて重要であり、その組織体制の強化が望まれるところである。

いずれにしても、この種の講座開催にあたっては既に実施されている社会福祉分野にとどまらず、あらゆる場面を活用・利用するとともに、各行政機関をまき込んで実施されることが重要であろう。その意味では、本県の場合、国際障害者年を契機として、関係部局及び民間有識者による国際障害者年栃木県推進本部が設置され「障害者福祉に関する長期行動計画」が策定されたが、策定作業の過程で他部局、関係各課の職員にある程度の理解と共感を与えることができ、以前と比較してその基盤ができつつある。

全庁あげて取り組んだ第16回全国身障スポーツ大会、国際障害者年を一過性のものとしないためにも、行政機関のネットワークが大事であり、それを推進する大きな要素として行政職員に対する福祉教育活動を位置づけることが必要であろう。

また、これらと並行して重要なことは、実務化を図るための具体的な“場づくり”である。1人1人の行政職員が、各々のパートで“福祉における対人サービス”的日常化を図り実践していくことも必要であるが、それに加えて“障害者の完全参加と平等”“福祉のノーマライゼーション”等の理念が、具体的なものとして行政施策の中に反映されなければならない。

そのためには、先ず、各地域レベル（市町村単位、若しくは区単位等）での各行政機関民間団体、住民代表そして対象者自身を構成メンバーとする“住民の生活と暮らしを守る”ための組織と実践メンバーの設置が必要となろう。全ての制度、施策決定のプロセスにこれらの実践活動が生かされなければならない。

栃木県では、その一步を踏み出したばかりである。

§ 5 教職員対象の「福祉講座」

本県においては、53年度から県民生部及び県教育委員会が連携し「福祉教育研究校指定制度」を発足させ、現在までに2年継続の指定期間で小学校3校、中学校3校、高等学校6校を指定し取り組んできた。

この研究を推進する上で、福祉の視点に立った教師集団の共通理解が大前提であることから、県教育委員会と共に、「福祉教育推進リーダー研修会」として研修会を開催している。

しかし、対象者は研究校の教職員、県教育委員会福祉教育担当指導主事、関係教育事務所・市町村教育委員会および県、関係市町村社会福祉協議会と限定されており、その対象の広がりがなかった。

54年度に入って、県教育委員会が、福祉に焦点を合わせた教育活動の推進を企図して「福祉に関する教育推進の基本的方向について」と題する指針を作成し、県下小・中・高校に通知を出したことに相まって、県教育委員会高校教育課（県立高校を所管する幹事課）サイドにおいては、55年度から「県立学校における指導の指針」の中に「福祉に関する教育」の1項目を新たに加えるとともに、県下全高等学校を対象として「福祉に関する教育研究協議会」を発足させ、各学校に福祉教育担当教職員を設置し福祉教育推進を図るよう指導した。

協議会では、当センターとの共催により年1回の研修会を開催しているが、ほぼ県下全高等学校から、担当教職員が出席している。そのプログラムは、表9のとおりである。

この研修会を開催してから、各高等学校で“福祉教育”的認識が高まり、「ゆとりの時間」等を利用しての福祉に視点をあてた、講演会、映画会、交流教育、クリーンアップ作戦、そしてロングホームルームを利用しての討議、反省会等々、各々の学校事情や、地域性を踏まえた型での、学校総ぐるみの取り組みが行なわれてきている。

小・中学校においては、このような取り組みは見られないが、指定校が2年間の研究期間終了にあたって開催する研究発表大会において「福祉教育に関する講演会」を導入している。

表10は、指定を受けたある小学校の研究発表大会の内容である。

この発表大会は、管内の小・中学校に限らず、県下の小・中学校、及び福祉事務所、社会福祉協議会等々に通知され、福祉教育実践の意義や趣旨の徹底と内容及び指導方法について、各学校への普及に努めている。

また、県民生部ではこの取り組みに対して一般県民の理解と協力を得ることを目的として、ラジオ、テレビ等メディアを利用し、広報活動を実施しているところである。

表9 「福祉に関する教育研究協議会」プログラム

内 容		講 師		会 場
		役 職 名	氏 名	
55 年 度	「福祉に関する教育の内容と 指導方法について」 (分散会討議) 「福祉教育のめざすもの」 (講演) 「やりますできますこのから だ」 ～第16回全国身体障害者スポ ーツ大会～ (映画)	横須賀基督教 社 会 館 長	阿 部 志 郎	栃木県教育会館
56 年 度	「福祉教育の指導内容の構成 について」(分科会・討議) 「学校教育に期待するもの」 (講演) 「社会福祉を支える人々」 ～スウェーデンを訪ねて～ (映画)	京都精華大学 教 授	野 上 芳 彦	栃木県自治研修所 社会福祉教育センター
57 年 度	研究報告 〔本校における福祉教育の実践〕 「交流教育と福祉教育」 「福祉教育の現状と今後の課 題」 (講演) 「生命のふれあう街を」 (映画)	県立喜連川 高 等 学 校 長 高 等 教 育 課 特 殊 教 育 班 長 日本社会事業大 学 助 教 授	三日月 良 吉 原 照 明 大 橋 謙 策	教育会館小ホール

表10 研究発表大会プログラム

〔日 程〕

9:00	9:30	10:15	10:55	11:50	12:50	13:40	14:20	14:30	15:30	16:00
		10:25	11:05			13:50		15:30		

受付	公開授業	児童活動 (1)	児童活動 (2)	昼食休憩	分科会	全 体 会		
						研究発表	講 演	指導講評

〔公 開 授 業〕 (9:30 ~ 10:15)

領 域	学 年	单 元 名 (題 材 名)
国 語	1	たぬきの糸車
学級指導	2	からだの不自由な方をいたわろう
図画工作	3	グループのみこしを作ろう
道 德	4	力を合わせて
社 会	5	鉄と石油にかこまれた生活
国 語	6	情景を想像しながら(やまなし)

〔兒 童 活 動〕 (創意を生かした教育活動) (10:25 ~ 11:50 · 2活動)

活 動 内 容	集団の単位	指 导 者	教 室
お年寄りを知ろう	全児童縦割り	全 教 員	講 堂
おばあちゃんと遊ぼう	同 上	全 教 員	仲よし広場

〔講 演〕 「福祉教育を考える」

福祉教育研究会主宰 木 原 孝 久

第2章 神奈川県の取り組みから

§ 1 神奈川県における福祉教育の歴史と概況

学校における福祉教育を全県的レベルで、制度的に一番さいしょにはじめたのは神奈川県である。昭和25年に創設された「社会福祉研究普及校制度」がそれである。爾来、こんにちまで30年以上の歴史を重ねている。昭和56・57・58年度の「社会福祉研究普及校活動要綱」によると、この制度の目的は、「次代を担う小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に社会福祉への理解と社会連帯の精神を高め、学校における『福祉教育』の推進をはかるとともに、実践活動を通して家庭や地域に福祉思想を浸透させ『ともに生きる福祉社会づくり』をめざす」ことにある。

1 社会福祉研究普及校制度の展開

社会福祉研究普及校は「社会事業教育実施校」として発足した。そこでは、担当教員の打合せ会や講習会、それに施設見学などをとおして「社会事業教育実施要綱」の基本線に沿った福祉教育が展開された。昭和25年度においては、10校の中・高等学校が普及校として指定された。指定期間は3カ年であった。

昭和26年度には、制度の名称が「社会福祉事業研究普及校」制度と定められ、その要綱は「社会福祉教育運営要綱」となった。とともに、指定期間が昭和25年度指定を除いて2カ年と決定された。制度創設当時わずか10校であった指定校は、その後次第に増加され、おおむね昭和30年代には20校、40年代には30校がそれぞれ指定された。そして、昭和48・49年度には42校が指定されている。

昭和42年度には、従来の社会福祉事業研究普及校が「社会福祉研究普及校」と改称され、それとともに運営要綱の名称も「社会福祉研究普及校運営要綱」に改められた。42年3月には、指定校の教員が福祉活動プログラムを作成する際の参考資料として、県教育庁指導課監修の『社会福祉研究普及校の手引き』が刊行された。

昭和48年度には、指定校側からの要請により、指定期間終了後も引きつづき自主的に普及校活動を継続する学校にたいして活動費の一部を補助する継続校制度が新たにスタートした。継続校の指定期間は1カ年である。初年度の48年度においては、47校が継続校に指定された。57年度には継続校は151校に増加している。

昭和54年度には、普及校の指定期間が従来の2カ年から3カ年に延長された。しかも、それ以降、各年度ごとに新規指定されることになった。また、56年度からは小学校もこの制度の対象に加えられ、ここに小・中・高等学校一貫した、継続性のある福祉教育の展開がはかられることになる。

2 社会福祉研究普及校制度の現状

(1) 普及校の指定

普及校の指定にあたっては、制度発足当初から、公立学校にあっては県教育庁が、私立学校にあっては総務部学事宗教課（昭和52年5月以降、県民部私学宗教課）が推薦し、それにもとづいて民生部が各学校の了解を得たうえで正式に指定するという方法がとられてきた。さいきんでは、とくに昭和56年度からは、小学校がこの制度の指定対象に加えられたことにより、市町村レベルでの、また関係機関・団体との推進協力体制の強化がはかられている。昭和54年度以降の指定校数は、54年度20校、55年度40校、56年度76校、57年度85校を数え、増加の傾向にある。

昭和57年5月現在すでに普及校として指定された学校は、557校を数えている。その内訳をみると、学校種別では中学校が338校で全体の60.7%，高等学校が192校で34.5%を占めている。さらにそれを公・私立別にみると、公立中学校が288校、51.7%ともっとも多い。ついで、公立高等学校が121校、21.8%を数えている。

また、昭和57年5月現在における普及校指定率は、56年度から小学校の指定がはじまることにより、38.7%（小・中・高等学校総数1,440校）となっている。その内訳は、公立小学校3.5%，公立中学校82.1%，私立中学校86.2%，公立高等学校80.7%，私立高等学校97.3%である。

(2) 県の役割と助成

県民生部では、制度発足当初から、普及校活動の推進にあたっておよそつきのようなことを実施している。その際、県では、教育の主体性を尊重して指定校には側面的な協力・援助をするにとどめ、各指定校がその実情にあった自主的で独創的な普及校活動を実践するということをその基本方針してきた。

- ① 校長、指導推進教諭等を対象とする研修会、施設視察会等の実施
- ② 生徒代表を対象とする福祉研修会の開催
- ③ 学校で研修会等を開催するときの講師の斡旋
- ④ 社会福祉にかんする図書、資料の配布および情報の提供
- ⑤ 普及校相互間の連絡・調整
- ⑥ 研究発表会の開催等

県はまた、「社会福祉研究普及校補助金交付要綱」にもとづき、普及校にたいして研究普及活動費を補助している。当初1校あたり年間1万円であった補助金は、昭和56年度以降は10万円が交付されている。昭和48年度からは、いわゆる継続校制度の発足にともない「研究普及継続校」にたいする活動費の補助もおこなわれている。その金額は、当初1校あたり年間3万円であったが、昭和

56年度には5万円に増額されている。

また、県内においてこの制度にたいする認識が高まった昭和30年ごろから、各市町村においても独自に活動費の補助を実施し、普及校活動の充実がはかられてきている。昭和57年度では9市4町において実施されている。たとえば、横浜市においては市立の指定校にたいして4万円、継続校にたいして2万円がそれぞれ、県の補助金に上乗せされている。

3 『福祉の眼』『福祉教育の手びき』の刊行

普及校活動のひとつの協力機関である神奈川県社会福祉協議会は、共同募金会と共同して、昭和47年3月、中・高等学校教員を対象にした福祉教育副読本——『福祉の眼』を創刊した。そもそもそれは、普及校制度との直接的なかかわりで創刊されたものではない。しかし、創刊に際して、従来の普及校活動の展開において中・高等学校教員自身の社会福祉への理解や認識が浅いことがひとつの障害になっているということが意識されていたようである。創刊号では、社会福祉のあり方についてのひとつの考え方——人権視点を基調にしたそれが提起された。

その後、毎年、テーマを定めて刊行配布されている。昭和52年3月発行の第6号からは配布先が拡大され、小学校教員にも配布されることになる。

また、県民生部は、昭和56年3月、福祉教育をすすめる際の教師用の手引書——『福祉教育の手びき』を刊行した。これは、昭和52年9月に設けられ、翌53年11月に『報告書』を提出した神奈川県福祉教育調査研究協議会の提言をうけたものである。

手引書は、『小学校編』『中学校編』『高等学校編』それに『資料編』の4冊からなっている。小・中・高等学校編の手引書はいずれも、福祉教育実践のためのいわゆる“How to”に重点があかれている。資料編には、社会福祉の基礎的知識や福祉教育の具体的推進方策、福祉教育推進上役に立つ資料などが盛り込まれている。他県で刊行されている類似の手引書（資料集）には例のない大冊である。

§ 2 教職員の福祉教育観

神奈川県社会福祉協議会では、昭和53年2月から3月にかけて、県内の小・中・高等学校の教師2,294名を対象に「福祉およびその教育に関する意見調査」を実施した。その調査結果は、『神奈川県下における学校教員の福祉およびその教育に関する意見調査報告書』(昭和53年3月)として報告されている。

それによると、全体の約半数(51.4%)の教師が、「福祉」あるいは「社会福祉」を「すべての市民が豊かで安定した生活を送れるようにすること」という広い意味でとらえている。そして、92.8%のものが何らかの意味で福祉を「自らに関わる問題」として認識しながらも、「日頃は直接関わりがないまま過している」とする教師が半数以上(56.0%)もいる。また、学校以外の場面で、一市民としてボランティア活動に参加した経験のあるものは22.8%と少ない。教師自身の日常生活への「福祉」「社会福祉」の定着度は、決して高いとはいえないようである。

また、30年以上の歴史をもつ社会福祉研究普及校制度については、その指定対象となる中・高等学校の教師の53.1%が制度そのものを「知らない」と答えている。小・中・高等学校の教師全体では、その数字は67.6%となる。歴史を重ねているにしては、普及校制度についての現場教師の認知度は低いといえよう。

学校教育のなかに「福祉」を取り入れることについては、半数(50.0%)の教師が「取り入れた方がよい」としているものの、7.1%が「取り入れない方がよい」と答えている。その理由は、「現在の学校教育体制の中に取り入れるには無理がある」「社会福祉は社会構造(矛盾)・メカニズムの問題だから」「自然なふれあいが大切であって、押しつけ教育には問題を感じる」「形式的になりやすい」「社会教育の場面でやるべきである」などである。また、その際、注目されることには、福祉教育展開の中心的役割を果すであろう社会科担当教師が、社会福祉を社会体制や社会構造の側面からのみとらえ、「福祉活動」「ボランティア活動」のもつ重要性、必要性を軽視する傾向がある。学校教育における福祉教育導入の困難さがうかがえる。

福祉教育を学校教育のなかで推進するにあたっては、その主体者である教師自身の福祉や福祉教育についての理解の深さや考え方が問われる。そこで、教師の福祉意識をさらに深め、福祉教育への実践意欲を高めるためには、研修・研究体制を整えるとともに、教師にたいして各種の研修をうける機会を提供することが望まれる。その必要性と重要性は、上述の調査結果からも読みとれる。

§ 3 教職員研修における取り組み

神奈川県における教職員の研修は「社会福祉研究普及校」を中心に行われている。年間事業計画の中に位置づけられているその主なるものは次のようなものである。

1	6月	担当教諭研修会	社会福祉についての講演・映画会
2	8月	福祉施設視察研修会	県内の福祉施設での視察研修
3	9月	研究協議会	校長・担当教諭及び関係者により普及校活動の推進方策について講師を支えての研究協議

1 福祉施設視察研修会

上記の中でとくに教職員の研修として効果があるのが福祉施設視察研修会である。この研修会について、この3年間に実施また計画されているものを次に掲げてみたい。

昭和56年度 社会福祉施設視察研修会

第1回	7月28日(火)	ゆうかり学園(肢体不自由児施設)	30人
第2回	8月4日(火)	素心学園(精神薄弱者更生施設)	50人
第3回	8月18日(火)	神奈川県川崎愛泉ホーム(隣保事業施設)	50人
第4回	8月21日(金)	アガペ作業所(身体障害者授産施設)	50人
第5回	8月25日(火)	共楽荘(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)	30人

昭和57年度 社会福祉施設視察研修会

第1回	8月16日(月)	神奈川県総合リハビリテーションセンター(医療・福祉施設)	50人
第2回	8月20日(金)	神奈川県総合リハビリテーションセンター(医療・福祉施設)	50人
第3回	8月25日(火)	川崎授産学園	50人
第4回	8月30日(月)	弘済学園	50人

昭和58年度 社会福祉施設視察研修会

第1回	8月22日(月)	アガペ作業所（身体障害者授産施設）	60人
第2回	8月23日(火)	進和学園	50人
第3回	8月24日(水)	三浦しらとり園	60人
第4回	8月29日(月)	弘済学園	50人

社会福祉施設視察研修会は教職員にとって大きな刺激となっている。この福祉の課題についての研修が、研究普及校活動の推進意欲に大きくつながっている。

2 その他の研修

教職員への研修は、その他に講演会や映画会等の他に図書や研究資料の提供によつともなされている。この場合ボランティアセンターが大きな役割を果している。

また、神奈川県を6つのブロックに分けブロックごとの研修会も行われている。このブロック研修会には開催地区の市町村社協の職員も加わり資料提供に力を入れている。

指定期間の終った学校の中から研究継続校もかなりあり、この先輩校と新しい指定校との間の研修会も行われている。継続校の組織化が進められており、指定校制度32年のまとめが企画されている。そしてこれから教職員へのよりよい研修会や資料づくりがなされようとしている。指定校制度の実績と反省の上に、今日の課題に応え得る本質的なあり方を再検討する動きが注目されている。

【ブロック研修会のプログラム】

例1

- ① 施設見学
- ② 見学後の反省会
- ③ 年間活動計画の相互検討
- ④ 今後の活動のあり方

例2

- ① 活動報告と意見交換
- ② 福祉教育に関する映画上映
- ③ 映画の感想と話し合い
- ④ 今後の活動のあり方について

例3

- ① 福祉教育に関する講演
- ② 講師との質疑応答
- ③ 活動報告と意見交換
- ④ 今後の活動のあり方について

§ 4 行政職員研修と福祉教育

神奈川県では、県知事の提唱によって、昭和51年以来、行政・県民協働の「ともしひ運動」が展開されている。その具体的目標は「福祉コミュニティの形成」における、①住民のノーマライゼーションについての理解の促進と福祉活動への参加、②社会福祉関連施策のインテグレーションを求めて展開されている。「ともしひ運動」は、単なる精神運動や住民運動にとどまるものではない。それは、公私協働を原則として、県の福祉行政と県民の福祉活動を包括的に捉え、その充実・発展を期し、新たな福祉社会を展望したものである。

神奈川県では、「ともしひ運動」の一環として、県民に対する種々の福祉教育活動を組織的に展開してきた。あわせて、行政職員へのそれも、ともしひ運動推進事務局である民生総務室によってすすめられてきている。たとえば、昭和56年においては、障害者の介助などの実践教室が「ともしひミニ教室」として実施された。具体的には、「点訳教室」「盲人ガイド教室」「車イスガイド教室」「手話教室」「ともしひ映画教室」などの各教室が昼休み時間に開かれ、1日平均70～80名の自主参加をえている。

「ともしひミニ教室」では、また、県職員に対する福祉教育活動としてつぎのような事業活動が実施、展開された。すなわち、「手話研修」「環境点検デー」「環境づくり教室」「障害者地域作業所製品展示会」「お年寄りと障害をもつ方の作品即売会」「ともしひ収集キャンペーン並びにともしひ募金」「ともしひ提案」「映画教室」などがそれである。そのうち、たとえば「手話研修」では、主に窓口業務に従事する職員を対象に、延10日にわたって手話の基礎研修がおこなわれた。「環境点検デー」では、職員が自らの職場を障害者の立場に立って見直してみようと、簡単な点検表が全職員に配布され、職場環境がチェックされた。「障害者地域作業所製品展示会」では、障害者地域作業所で作られた製品の展示、即売がおこなわれた。障害者地域作業所は、「ともしひ運動」の趣旨に沿って制度化されたものであり、地域で生活する障害者のさまざまな活動の拠点としての役割を果たしている。また、「ともしひ収集キャンペーン並びにともしひ募金」では、古切手をはじめペルマーク、ロータスクーポン、グリーンスタンプなどの収集や、昭和53年以来毎年恒例となっている「ともしひ募金」がおこなわれた。

以上のほか、神奈川県では、自治総合研究センターが所管する職員研修——そのうちの課題研修においても、社会福祉に関する問題が研修テーマとして取りあげられている。課題研修は、階層別研修や部局研修と異なり、部局を問わず希望する職員が所属長の推薦を受けて受講することができることになっている。

昭和57年度からは、手話研修と社会福祉施設での実地体験研修が全職員対象に実施されている。

執筆分担

大橋謙策	I
近藤正	I
興梠寛	I
阪野貢	II, III
牧恒男	III
白井孝	III
木谷宣弘	I
山田秀昭	I, II

学校外における福祉教育のあり方と推進

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア活動振興センター

東京都千代田区霞が関 3-3-4

電話 03(581)4655

1983. 9.

